

小中連携教育、小中一貫教育、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

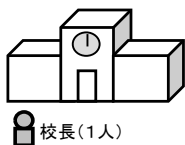
小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種（一つの学校）
⇒一人の校長、
一つの教職員組織

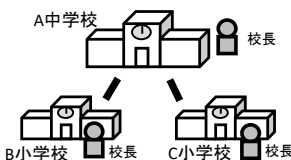
修業年限：9年
（前期課程6年+後期課程3年）



小中一貫型小学校・中学校

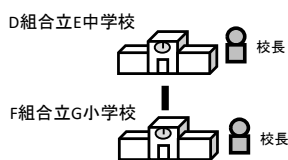
・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 （同一の設置者）



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 （異なる設置者）



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

小中一貫教育に関する制度の類型

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		—	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		9年 (前期課程6年＋後期課程3年)	小学校6年、中学校3年	
組織・運営		一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小学校と中学校における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	
免許		原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型 ・ 施設隣接型 ・ 施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準規模		18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下	
通学距離		おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

義務教育学校の状況と小中一貫教育を行う学校数

○ 義務教育学校の状況（R1.5.1 現在）

- ・ 学校数 94校（国立3校、公立91校）
- ・ 児童生徒数 40,747人
- ・ 教員数
（本務者） 3,520人

出典：令和元年度学校基本調査

○ 令和元年度小中一貫教育を行う学校数（施設形態別） （小学校）

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型	その他	計
国立	1	—	—	—	1
公立	85	25	407	2	519
私立	8	—	—	—	8
計	94	25	407	2	528

（中学校）

	施設一体型	施設隣接型	施設分離型	その他	計
国立	1	—	—	—	1
公立	84	25	195	1	305
私立	8	—	—	—	8
計	93	25	195	1	314

「施設一体型」：小中一貫教育を実施する学校について、校舎の全部が一体的に設置されているもの（複数の校舎が渡り廊下等でつながっているものを含む。）

「施設隣接型」：小中一貫教育を実施する学校について、同一の敷地または隣接する敷地に、複数の校舎が隣接して設置されているもの

「施設分離型」：小中一貫教育を実施する学校について、隣接していない異なる敷地に、複数の校舎が分離して設置されているもの（ともに小中一貫教育を実施する同一学校種の校舎が分離して設置されている場合を含む。）

「その他」：上記3類型に当てはまらないもの

出典：令和元年度学校基本調査

「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」について

平成28年4月の制度化を契機として、より質の高い取組を推進する観点から、小中一貫教育の核となる教育課程や指導計画の作成・実施を中心に据え、全国各地の多様な工夫の例や留意事項を記載しています。

特にご活用いただきたい方

- 小中一貫教育の新規導入を希望する自治体・学校
- 将来的な一貫教育の導入検討も念頭に置きつつ、当面小中連携の高度化を図る自治体・学校
- 小中一貫教育を導入しているものの本格的な取組に至っていない又は取組推進上の課題を抱えている自治体・学校

内容

● 小中一貫教育についての基本的事項

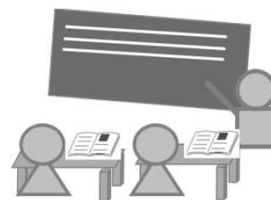
→ 小中一貫教育が求められる背景・理由、小中一貫教育制度、小中一貫教育の基本的な導入手順とPDCAの推進について解説

● 小中一貫教育の教育課程の編成・実施に関する様々な工夫

→ 指導の一貫性の確保、学年段階の区切りの柔軟な設定、小学校高学年における教科担任制、相互乗り入れ授業、多様な異学年交流の設定、特別支援教育の充実、その他主な課題に対する対応、小中一貫教育の実施・改善のための体制整備について紹介

● コラム

- ・コミュニティ・スクールと小中一貫教育
- ・不登校と「勉強が分からない」の関係 など



文部科学省ウェブサイトにて掲載中

小中一貫

で検索！

→ https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2019/08/29/1369749_1.pdf

小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集

◆本事例集は、平成30年1月より文部科学省ウェブサイトにて掲載しています

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1357575.htm

※本サイトには、平成28年12月に公表した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」も掲載されています。

現在、全国において様々な小中一貫教育が展開されていることから、その一層の充実が図られるよう、全国各地の特色ある学校の取組の概要や工夫を盛り込んだ事例集を作成しました。

「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」に基づき、各事例2ページにわたり「学校・市町村概要」「導入経緯」「小中一貫教育の取組概要」「取組の工夫」「これまでの成果と課題、今後の取組」を記載しています。

～事例の内容～

- **事例①** 教科等の系統性・連続性を踏まえた学習指導【系統図や指導計画の作成・活用】 [京都市] 東山泉小中学校
- **事例②** 教育課程の特例の活用【小中一貫教科等の設定】 [千葉県] 市川市立塩浜学園（義務教育学校）
- **事例③** 教科等を横断した学習指導に関する工夫【授業における指導】 [大阪府] 高槻市立第四中学校区ゆめみらい学園
- **事例④** 教科等を横断した学習指導に関する工夫【学習方略・学習スキルに関する指導】 [鳥取県] 伯耆町立岸本中学校区
- **事例⑤** 教科等を横断した学習指導に関する工夫【個別指導や家庭学習に関する指導】 [広島県] 呉市立川尻中学校区
- **事例⑥** 学年段階の区切りの柔軟な設定【保幼小連携で小中一貫教育の基盤を強化する】 [鳥取県] 福部未来学園（併設型小学校・中学校）
- **事例⑦** 小学校高学年における教科担任制, 乗り入れ指導～小学校高学年における教科担任制 [東京都] 品川区立品川学園（義務教育学校）
- **事例⑧** 小学校高学年における教科担任制, 乗り入れ指導～相互乗り入れ指導 [神戸市] 神戸市立義務教育学校港島学園（義務教育学校）
- **事例⑨** 多様な異学年交流の設定【教科等における共同学習】 [広島県] 呉中央学園
- **事例⑩** 特別支援教育の充実【学習環境への継続的な配慮】 [奈良県] 奈良市富雄第三小中学校
- **事例⑪** 人間関係や相互の評価を固定化させない工夫【固定化を回避する工夫】 [宮崎県] 延岡市立北方学園

いじめ対策のこれまでの経緯

- ◆ 平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案について、報道がある
- ◆ 平成25年2月、教育再生実行会議第1次提言
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」

「いじめ防止対策推進法」の成立(平成25年6月21日)

→ 6月28日公布、9月28日施行

- ◆ いじめの防止等のための基本的な方針の策定(10月11日)
→ 同日、各都道府県教育委員会等へ通知を発出し周知。
- ◆ 平成29年3月、いじめの防止等のための基本的な方針の改定
重大事態の調査に関するガイドラインの策定
※いじめ防止対策推進法の施行3年後の見直し規定を踏まえた対応

○ いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）

附 則

（検討）

第2条 いじめの防止等のための対策については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

2 （略）

いじめの定義

～平成17年度

自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの

平成18年度～

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの

× 「自分より弱い者」
× 「一方的に」
× 「継続的に」
× 「深刻な」

発生場所は学校内外を問わず、個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断はいじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

具体的ないじめの種類に「パソコン・携帯電話での中傷」「悪口」などを追加。「発生件数」から「認知件数」に変更。

いじめ防止対策 推進法(平成25年) の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

【いじめの防止等のための基本的な方針より】

○「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要

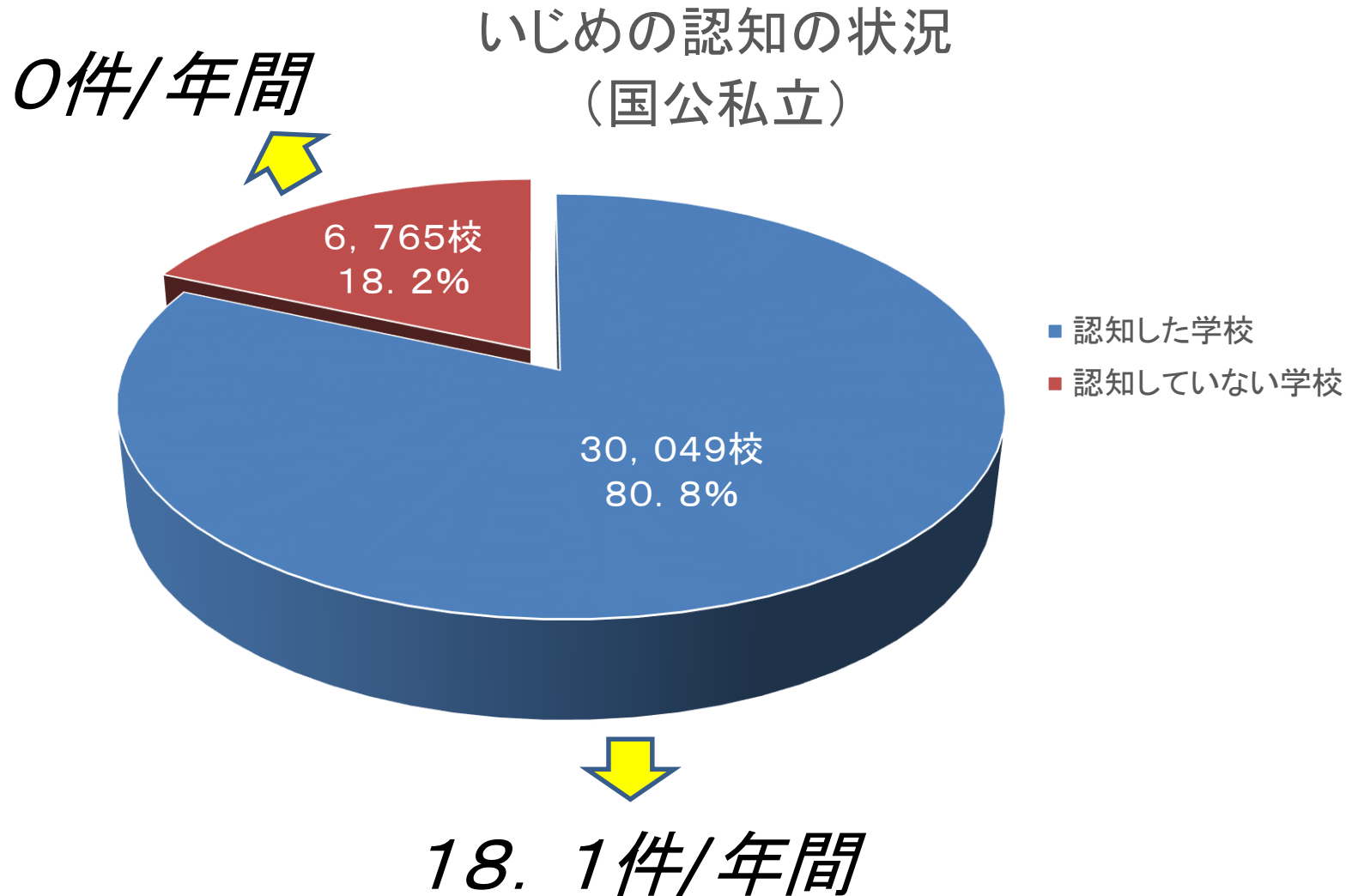
○いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う

※平成29年3月の基本方針改定

○ 旧基本方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正(「けんかを除く」という記述を削除)

➡ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

いじめ「認知力」の学校間格差 (小・中・高・特別支援学校)

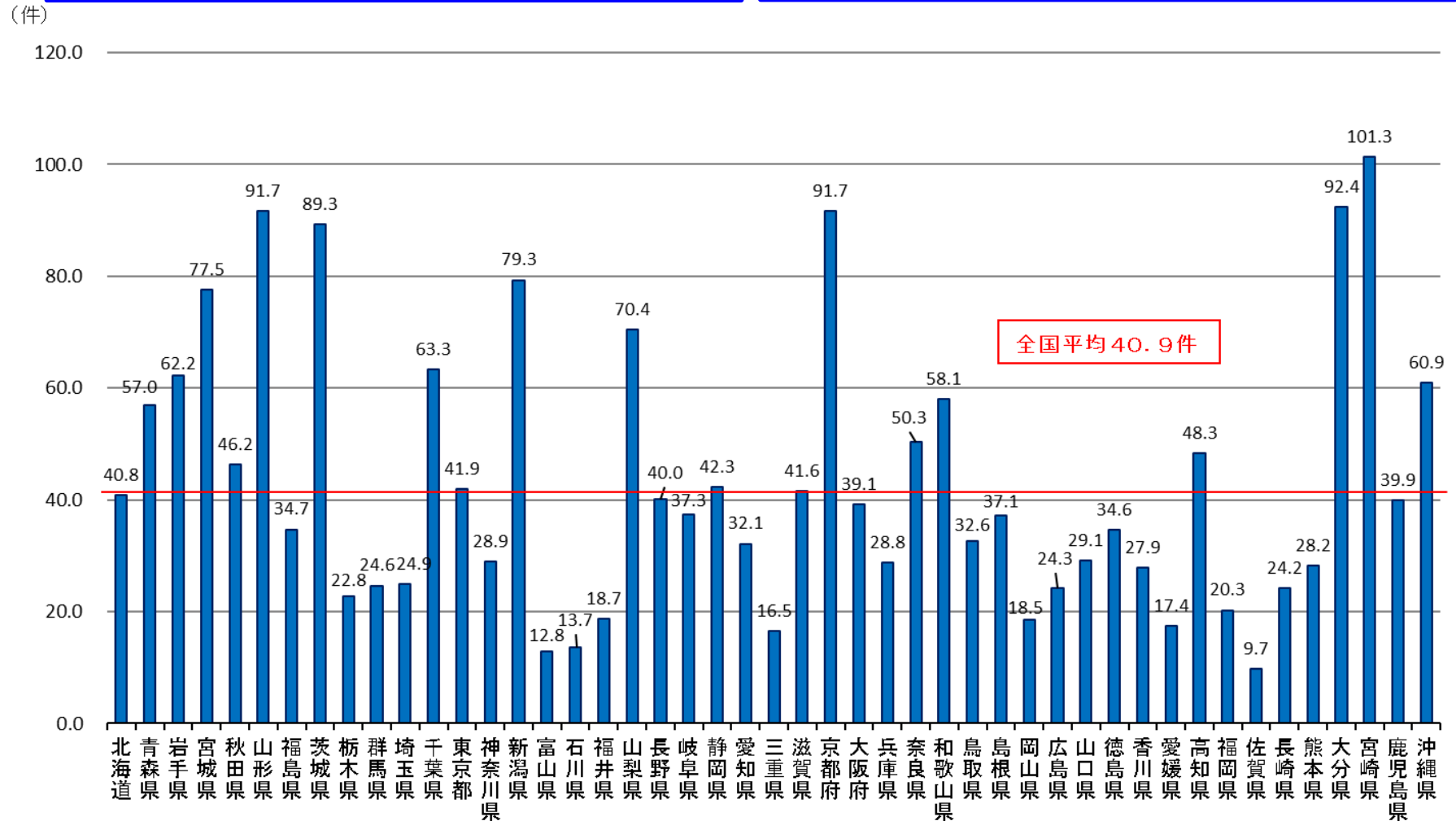


学校において認知したいじめの件数

いじめの1,000人当たり認知件数(平成30年度)

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、**「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」**と極めて肯定的に評価する。
(児童生徒課長通知)

いじめを認知していない学校にあっては、・・・解消に向けた対策が何らとられることなく**放置されたいじめが多数潜在**する場合もあると懸念している。
(児童生徒課長通知)



組織的ないじめ対応の流れ

- 学級担任等が抱え込まず、「いじめ対策組織」で迅速かつ的確に対応
- 日常的な児童生徒の観察、定期的な面談・アンケートにより早期発見に努力

いじめの発見



① 情報を集め組織的に共有する

- 教職員、児童生徒、保護者、地域、その他から「いじめ対策組織」に情報(アンケート結果を含む)を集約
※いじめを発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。

② 指導・支援体制を組む

- 「いじめ対策組織」で指導・支援体制を組む
(校長のリーダーシップの下、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任などの教職員、スクールカウンセラー、弁護士、警察OBなどが参画)

③-A

子供への指導・支援を行う

- いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の方々等)と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、徹底的に守り通す
- いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む(ひどいいじめをした場合は警察に通報し、補導・逮捕・保護処分により更生させる)
- いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える

③-B

保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う

いじめ防止対策の推進に関する調査の結果に基づく勧告（概要）

（勧告日：平成30年3月16日（金））

（勧告先：文部科学省、法務省）

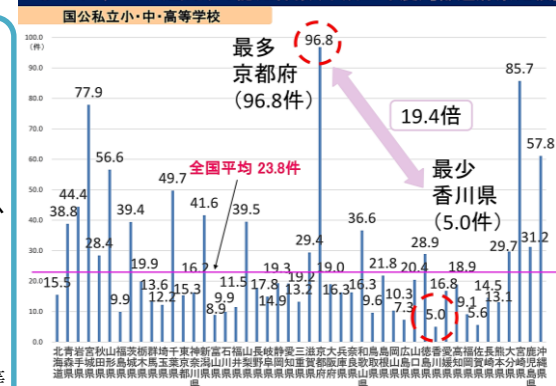
背景等

- いじめの社会問題化を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が施行。法でいじめを定義（注）するとともに、国、地方公共団体及び学校は、いじめの防止等のための基本方針を策定
- 文部科学省は、法施行3年後の見直しとして、29年3月に基本方針を改定
- 28年度のいじめの認知件数は約32万3,000件で過去最多。児童生徒数当たりの認知件数には、都道府県間で約19倍の差あり。いじめを背景とした自殺等の重大事態は後を絶たず

（注）法のいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

<調査対象機関> 文部科学省、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、厚生労働省、21都道府県、21都道府県教育委員会、20都道府県公安委員会（都道府県警察）、41市町村、50市町村教育委員会、249学校（99公立小学校、99公立中学校、51公立高等学校）等
<実地調査期間> 平成28年12月～29年3月

いじめの1,000人当たりの認知件数（平成28年度）[都道府県比較]



（注）文部科学省の資料に基づき当省が作成した

自殺等の重大事態に関する「調査報告書」の分析結果

1 分析結果

調査報告書は、学校等の対応の課題等を明らかにした有用な共有財産

今回、重大事態66事案から、学校等の対応の課題を整理・分析（注）

（注）分析結果は重大事態の全体像を示すものではない

- いじめの認知等に係る課題（56%）
 - ・ いじめの定義を限定解釈
 - ・ この程度は悪ふざけやじゃれあいで問題なく、本人が「大丈夫」と言えはいじめではない 等
- 学校内の情報共有に係る課題（61%）
 - ・ 担任が他の教員等と情報共有せず 等
- 組織的対応に係る課題（64%）
 - ・ 担任に全てを任せ、学校として組織的対応せず 等
- 重大事態発生後の対応に係る課題（35%）
 - ・ 教育委員会から首長への法に基づく発生報告が遅延 等

学校・教育委員会・関係機関に対する実地調査結果

2 いじめの正確な認知の推進

- 学校において、法のいじめの定義を限定して解釈
 - ① いじめの認知の判断基準について、定義とは別の「継続性、集団性」等の要素により、限定して解釈する例あり（24%）
 - ② 実際の事案でも定義とは別の要素を判断基準とすることによりいじめとして認知しなかった例（認知漏れと考えられる例）あり（12%）

3 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

- 教育委員会等において、法や国の基本方針等に基づく措置が徹底されていない例あり（地方公共団体の長への重大事態の発生報告（2%）、調査結果の報告（1%）等）

4 関係行政機関によるいじめ相談への適切な措置の推進

- 法務局において、「学校に相談したがいじめが改善しない」との相談に、「再度、学校に相談」するよう促すのみで、当該事案を解決する上で効果的な措置とはいえない例あり（2%）

（参考）いじめの発見から対処に際して工夫している取組

- いじめ対応の各段階、ネットいじめ、重大事態への対処等の工夫している取組を整理

主な勧告

（文部科学省）
法のいじめの定義を限定解釈しないことについて周知徹底

（文部科学省）
法等に基づく措置を確実・適切に講ずることについて周知徹底

（法務省）
いじめ相談事案を解決する上で効果的な措置の徹底

総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」 を踏まえた文部科学省の対応について ①

1 文部科学省への勧告内容

(1) いじめの正確な認知の推進

教育委員会及び学校に対し、いじめの正確な認知に向けた取組を更に促すとともに、いじめ防止対策推進法のいじめの定義を限定的に解釈しないよう、周知徹底する必要がある。

(2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

教育委員会及び学校に対し、重大事態の発生報告などいじめ防止対策推進法等に基づく措置を确实・適切に講ずるよう、周知徹底する必要がある。

2 勧告を踏まえた対応方針

(1) 生徒指導担当者向けの会議等において、勧告内容を周知徹底

(2) 全国の教育委員会等に対し、勧告を踏まえた通知を発出

⇒ 平成30年3月26日、「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について(通知)」を発出。

3 通知の内容

○ 総務省の勧告を踏まえ、いじめ防止対策を推進する上での留意事項(以下の(1)～(3))を整理し、全国の教育委員会等に対して、周知徹底を求めるもの。

(1) いじめの正確な認知の推進

- ① いじめの認知件数に学校間で大きな差がある等の場合は、その原因を分析し、いじめの認知に関する消極姿勢や認知漏れがないかを十分確認すること。
- ② いじめの認知件数が零(ゼロ)であった場合は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認すること。
- ③ いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。
- ④ いじめの認知に当たっては、加害行為の「継続性」「集団性」等の要素により、いじめの定義を限定して解釈しないようにすること。

総務省「いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告」 を踏まえた文部科学省の対応について ②

3 通知の内容(前頁の続き)

(2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

重大事態については、いじめ防止対策推進法に基づき、学校から教育委員会への発生報告等(※1)を行うことが義務付けられていることから、これらを確実に講じること。

また、教育委員会から教育委員会会議への発生報告等(※2)については、同法において義務付けられているものではないが、国のいじめ防止基本方針等に基づき適切な対応をとること。

(※1) ①学校から教育委員会への発生報告(法第30条第1項)、②教育委員会から地方公共団体の長への発生報告(法第30条第1項)

③教育委員会から地方公共団体の長への調査結果の報告(法第30条第2項)、

④教育委員会又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への調査結果の情報提供(法第28条第2項)

(※2) ⑤教育委員会から教育委員会会議への発生報告、⑥調査報告書の作成、⑦教育委員会から教育委員会会議への調査結果の報告等

(3) 教職員、児童生徒及び保護者に対するいじめ防止対策の周知の徹底

域内の学校及び学校の設置者において、以下の事項について確実に対応が行われるよう指導するとともに、本年5月末時点において全ての学校で取組がなされたか確認すること。なお、確認結果については、必要に応じてフォローアップすることを予定している。

① いじめの認知に関する考え方をまとめた教職員向け資料を、全ての教職員に配布するなどにより、いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図ること。

② 入学式・始業式や保護者会等の機会を捉えて、児童生徒及び保護者に対し、いじめに関する資料を配布するなどにより、法の趣旨・内容やいじめの定義等を確実に周知すること。

いじめ対策に係る事例集(概要)

1 背景

- 平成28年度、文部科学省の有識者会議である「いじめ防止対策協議会」において、いじめ防止対策推進法の施行状況が検証され、平成28年11月2日、「いじめ防止対策推進法の施行状況に関する議論のとりまとめ」が提言された。
- 「議論のとりまとめ」に掲げられた一部の現状・課題については、事例集を作成・周知することにより、学校現場の取組に資することとされた。
- ⇒ いじめ防止対策協議会における議論を踏まえ、**平成30年9月、「いじめ対策に係る事例集」を作成。**

2 特徴

※平成30年9月25日、文部科学省HP上で公表。

- 学校や教育委員会等における実際の事例の中から、**いじめの防止、早期発見及び対処等の点で、特に優れている事例**や、学校現場において**教訓となる事例**を掲載した（37項目・47事例）。
- 事例ごとに文部科学省のコメントを付記し、事例の着眼点を示した。

3 目次

1 いじめの定義・認知

- 明らかに法のいじめに該当するので、いじめとして扱うべきもの等の具体例
 - Case01 加害・被害の関係性に気づきづらい事例
 - Case02 「大丈夫」と答えたので苦痛を受けていると判断しなかった事例
 - Case03 双方向の行為がある事例
 - Case04-05 グループ内のトラブル
 - Case06-07 組織的ないじめの認知
 - Case08 いじめとして認知はするが、「いじめ」という言葉を使わずに指導する対処例

2 学校のいじめ防止基本方針

- Case09 いじめ防止等に効果的な学校基本方針の例
- Case10 学校基本方針の策定・見直しのプロセス（PDCAサイクルに係る取組）
- Case11-12 学校基本方針を児童生徒・保護者に対して適切かつ効果的に周知している事例

3 学校いじめ対策組織

- 学校いじめ対策組織の構成・活動
 - Case13 学校いじめ対策組織の構成員、活動
 - Case14 いじめ防止に効果的な特色ある活動が行われている事例
 - Case15-16 校長の判断により事案の結果が左右された事例
 - ・リーダーシップを発揮し、迅速な対応ができたもの
 - ・誤った判断により、事案が深刻化したもの
 - Case17 学校いじめ対策組織の存在・活動を児童生徒にアピールする取組
 - Case18 いじめの校内研修の実践例
- いじめへの組織的対応
 - Case19 いじめの情報共有
 - Case20 いじめの情報の抱え込みにより重大な事態に至り、教職員が懲戒処分を受けた事例
 - Case21 いじめの「ヒヤリ・ハット」事例

4 いじめの未然防止に係る取組

- Case22-23 児童生徒が主体となった取組
- Case24 学校における道德教育
- Case25 弁護士等による出張授業
- Case26 インターネット上のいじめに関する啓発
- Case27 学校と保護者（PTA）、地域住民、関係機関との連携による未然防止のための取組

5 いじめの早期発見

- Case28-29 効果的なアンケート
- Case30-31 いじめの通報・相談窓口
- Case32 効果的な教育相談のための工夫が行われている事例
- Case33 スクールカウンセラーがいじめの相談を受け、解決に導いた事例
- Case34-35 スクールソーシャルワーカーが関係機関との連携・調整を行い、解決に導いた事例

6 いじめへの対処

- Case36 いじめの被害者を徹底的に守り通す対応
- Case37 いじめに係る情報の保護者との共有
- Case38 効果的ないじめの調査の手法、効率的かつ確かな対応の記録方法、情報共有の方法
- Case39 教育委員会としての対応（指導主事によるサポート、緊急対応チームによる支援等）
- Case40 加害者に対する別室指導、教育委員会による出席停止措置
- Case41-43 発達上の課題を抱える児童生徒が関わるいじめへの対処
- Case44 インターネット上のいじめへの対応

7 いじめの重大事態

- Case45 詳細な調査をしないまま「いじめではない」という判断を行った事例
- Case46 不十分な初動調査により、その後の事実解明が困難になった事例
- Case47 初動で適切にいじめの重大事態として捉え、調査を実施し、被害者の支援を行った事例

新型コロナウイルス感染症に関連するいじめ問題について

新型コロナウイルス感染症に関連し、海外から帰国した児童生徒等、外国人児童生徒等、感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではない。

そのため、以下の点に留意しつつ、適切に対応すること。

- 新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、偏見や差別が生じないように十分配慮すること。
- 子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口を適宜活用すること（例えば「24時間子供SOSダイヤル」等）。
- 見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こることなどを指導すること。
 - ※ ・ 感染症が広がっている地域に住んでいる人 ・ 咳をしている人
 - ・ マスクをしていない人 ・ 外国から来た人
- マスクを入手できない児童生徒等がいじめ等を受けることのないよう、生徒指導上の配慮等を十分に行うこと。

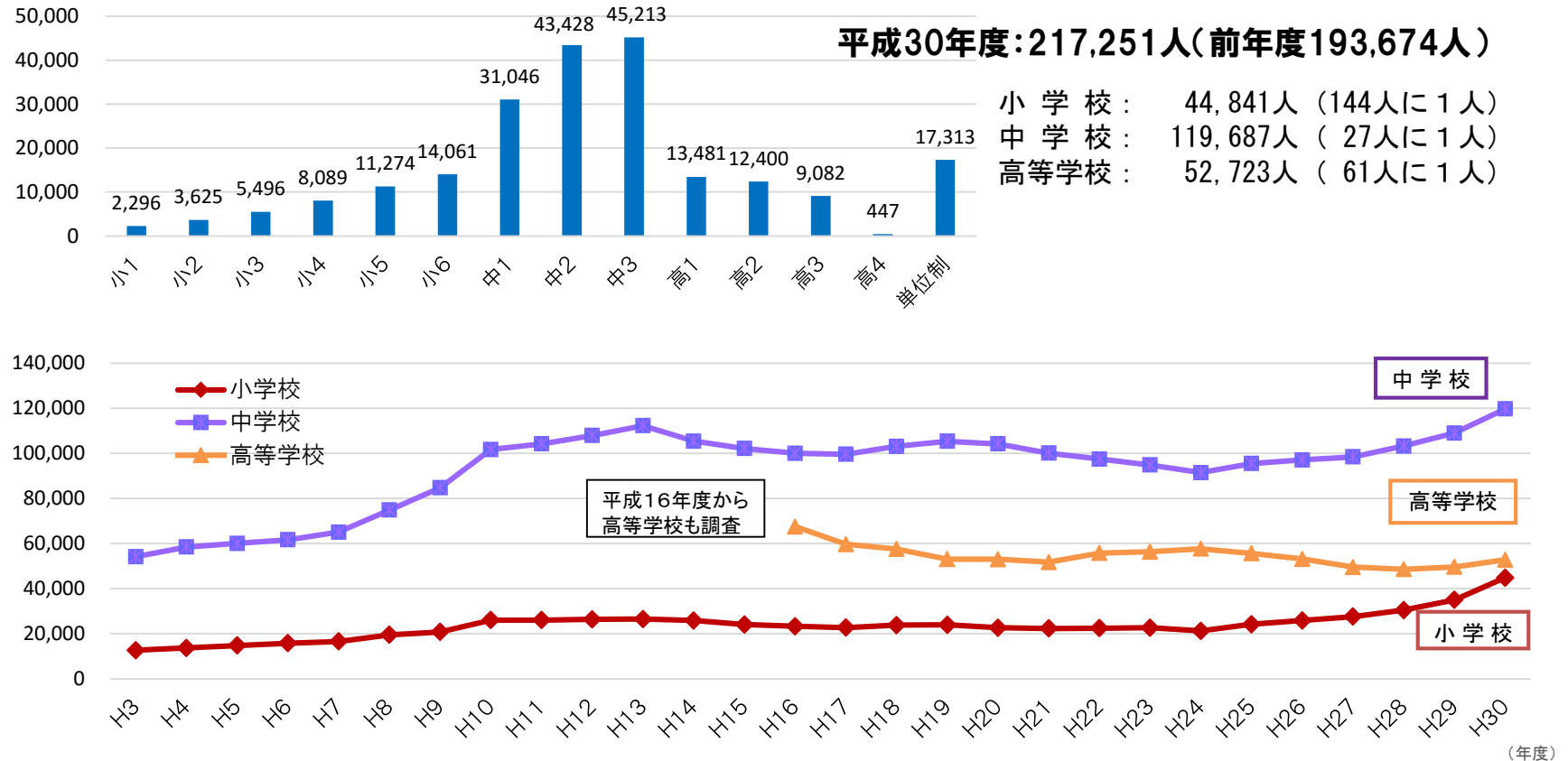
参考：・各学校等における教育活動の再開へ向けたマスクの準備について（令和2年3月25 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課 事務連絡）

・新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～（令和2年4月 文部科学省）

・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ＆Aの送付について（5月13日時点）（5月13日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡）

不登校の現状

小・中・高等学校における、不登校児童生徒数は、小学校44,841人(144人に1人)、中学校119,687人(27人に1人)、高等学校52,723人(61人に1人)となっており、合計で、217,251人(前年度193,674人)となっている。



(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

不登校児童生徒に対する支援

従来の取組

- 一定の要件を満たす場合の「出席扱い」(H4)
- ITを活用した学習機会の拡大(H17)
- スクールソーシャルワーカー活用事業(H20～)【予算関連】
- 不登校児童生徒を対象とした学校に係る教育課程の弾力化の導入(H17)(R2現在16校)
※都道府県が設置する場合においても教職員給与費の3分の1を国庫負担化(H29)
- スクールカウンセラー等活用事業(H7～)【予算関連】

最近の状況

- 不登校児童生徒数は6年連続で増加しており、喫緊の課題(平成30年度間の小中学校における不登校児童生徒数:約16万5,000人)
 - 不登校の要因・背景は様々であり、一層多様化・複雑化
 - 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮する必要
 - 不登校児童生徒の社会的自立を目指す必要
 - 長期に不登校となっている児童生徒の学校以外の場での学習への支援が必要
- ・「不登校に関する調査研究協力者会議」最終報告とりまとめ(平成28年7月)
 - ・「フリースクール等に関する検討会議」報告とりまとめ(平成29年2月)
- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立(平成28年12月14日公布)
 - ・同法基本指針の策定(平成29年3月31日文科科学大臣決定)

今後の重点施策

■児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

学校指導體制の充実等魅力あるより良い学校づくりや、いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり、児童生徒の学習状況等に応じた指導等の実施。

■「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的な支援

不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、個々の不登校児童生徒に応じた支援計画を策定。必要に応じ、関係機関等と情報共有を行うほか、学校間の引き継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進。

■不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

- ⇒●教育委員会・学校と民間団体との連携による支援の推進
- 家庭等への訪問による支援
- 不登校児童生徒の実態把握
- 学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒への経済的支援

・不登校児童生徒に対する支援推進事業
令和2年度予算額 166百万円

⇒生徒指導担当者会議などにおいて、好事例などを周知

■教育相談体制の充実

教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した教育相談体制の構築を促進する。

- ⇒●スクールカウンセラーの配置拡充
- ・全公立小中学校配置:27,500校、いじめ・不登校対策のための重点配置:500校
- スクールソーシャルワーカーの配置拡充
- ・全中学校区配置:10,000中学校区、いじめ・不登校対策のための重点配置:500校、教育支援センターの機能強化:250箇所

・スクールカウンセラー等活用事業
令和2年度予算額 4866百万円

・スクールソーシャルワーカー活用事業
令和2年度予算額 1,806百万円

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

I. 総則（第1条～第6条）

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等 | 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備 |
| 2 国民の理解の増進 | |
| 3 人材の確保等 | |
| 4 教材の提供その他の学習の支援 | |

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
- 2 教職員、心理・福祉等の専門家等との関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
- 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
- 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
- 5 学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

VI. その他

- | | |
|--|--|
| 1 公布日から2月後に施行（IV.は、公布日から施行） | 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる |
| 2 政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる | |

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）

（平成29年3月31日文部科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
- 基本指針の位置付け
- 基本的な考え方
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
 - ➡ ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
 - ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等
 - ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
 - ・ 夜間中学等における就学の機会の提供等 ➡ 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
 - ・ 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ・ 魅力あるより良い学校づくり
 - ・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等
 - ・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - ➡ 特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等
 - ・ 不登校等に関する教育相談体制の充実
 - ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

- 夜間中学等の設置の促進等
 - ・ 設置の促進
 - ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
 - ・ 既設の夜間中学等における教育活動の充実
 - ・ 自主夜間中学に係る取組
- 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となつてゐる学齢生徒など多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- 調査研究等
- 国民の理解の増進
- 人材の確保等
- 教材の提供その他の学習支援
- 相談体制等の整備

教育機会確保法の施行状況に関する議論のとりまとめ【概要】

「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の附則の規定に基づき、平成30年12月から有識者会議において法律の施行状況についての検討を行い、令和元年6月にその議論をとりまとめた。不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する主なとりまとめの概要は以下のとおり。

主な現状・課題

- 小・中学校における不登校児童生徒数は、平成25年度以降5年連続で増加している。（小中合計：**144,031人**）
- 法や基本指針の内容が教職員に十分周知されておらず、その趣旨に基づく対応が徹底されていない。
→教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：315（**約16%**）
- 特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）は全国に**12校**あり、このうち法成立後、新たに設置されたものは**2校**。（59の教育委員会等が設置を検討している）。
- 教育支援センターは全国に**1,295箇所**、**約6割**の自治体に設置されている。未設置の主な理由は「通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため」や「予算・場所の確保が困難なため」。
- 約15%**の教育委員会等が不登校児童生徒の支援に当たり、民間の団体・施設と連携している。連携していない主な理由は「域内に民間の団体・施設がないため」や「不登校児童生徒が利用できる施設が他にあるため」。
- 法や基本指針の内容が児童生徒、保護者、地域の関係機関等に十分周知されていない。（法の趣旨を周知するため広報活動に取り組んだ教育委員会等は**約5%**）
- 約500**の教育委員会等において、不登校児童生徒が多く在籍する小学校や中学校に対し、その支援のためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を工夫している。
- 約60**の教育委員会等で不登校児童生徒が学校外の機関等に通うための経済的支援を行っている。

主な対応の方向性

- 全ての教職員が法や基本指針の趣旨（不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であること等）を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、法や基本指針の理解を深めるとともに、民間の団体等と連携するなどして、多様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策を検討する。
- 不登校特例校の設置や取組事例等の周知、設置の申請に係る支援の強化など、設置促進に向けた方策を検討する。
- 教育支援センターが設置されていない自治体への設置を推進するほか、近隣の既設のセンターとの連携や複数の自治体による広域連携、公と民との連携、既存の公的施設の活用等によるセンターの設置等、学校外の公的機関による支援体制の整備を推進する。
- ICTを活用した学習機会の提供、訪問型支援、保護者や学校の教職員へのコンサルテーションなど、支援の中核としての教育支援センターの機能強化を図るほか、地域の大学等の教育機関を含め関係機関と連携した支援体制の構築を推進する。
- 教育委員会等と民間の団体・施設の連携推進に向けた方策を検討する。
- 不登校児童生徒の実態や要因等に関する調査研究について検討する。
- 学校において、不登校児童生徒の個々の状況に応じ、関係機関と連携した支援を行うことができるようチーム学校を一層充実させるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を推進する。
- 多様な教育機会の確保のために必要な経済的支援の方策について、現行制度の活用も含め、引き続き検討する。

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和2年度予算額 166百万円
(令和2年度新規)



- 【背景】
- 不登校児童生徒数は6年連続増加（平成30年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約16万5千人）
 - 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
- ⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

I 不登校児童生徒に対する支援体制の整備推進 (148百万円)

【補助事業者：都道府県・指定都市（補助率：1/3）・新規】

■ 不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備

不登校に係る相談窓口を教育支援センターに整備するとともに、**教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携による不登校児童生徒の支援体制の整備**

- ・関係者間の情報共有を図るため、**不登校児童生徒支援協議会等を設置**
- ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**

■ 学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進

自治体が行う不登校児童生徒に対する支援の推進

- ・**フリースクール等の民間団体と連携した保護者学習会や研修等の実施**
- ・教育支援センターにおける**相談・支援体制の強化**

II 不登校児童生徒の実態把握等に関する調査研究 (17百万円)

【委託事業・新規】

■ 不登校に関する実態調査

不登校児童生徒数は6年連続増加しているところ、**その要因は複雑化・多様化**しており、不登校の未然防止や不登校児童生徒への必要な支援の在り方等を検討する上で、その**実態を詳細に把握することが不可欠**である。

(主な調査項目)

- ・不登校になった要因、支援に関するニーズ等



■ 経済的支援の在り方に関する実証研究

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (関連施策)

■ スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業
令和2年度予算額(案) 6,671百万円

1. 事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助)
3. 補助率 1/3

サポートスタッフの配置 (関連施策)

■ 学力向上を目的とした学校教育活動支援
令和2年度予算額(案) 3,137百万円の内数

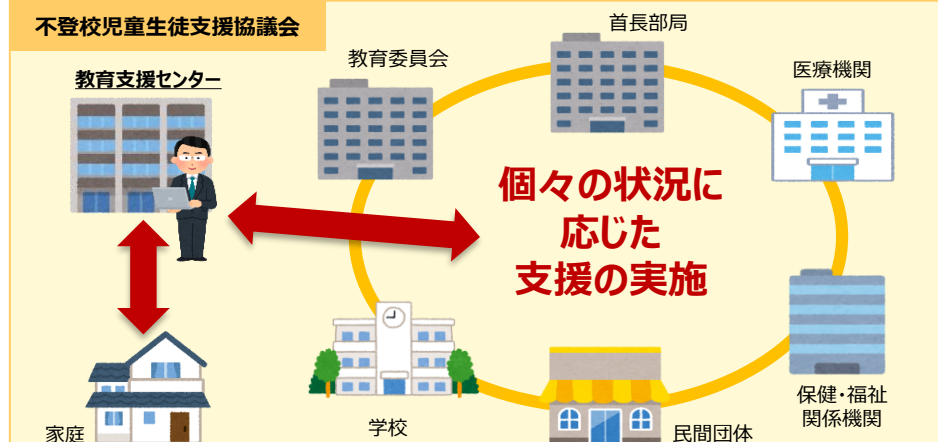
1. 事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (市区町村は間接補助)
3. 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援 (関連施策)

■ 教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）
令和2年度予算額(案) 2,050百万円の内数

1. 事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT専門員等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県
3. 補助率 1/2

不登校児童生徒支援協議会



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から6年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度予算額：4,866百万円(前年度予算額：4,738百万円)

- ✓ 補助率：1／3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市



求められる能力・資格

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

基盤となる配置

- ✓ 全公立小中学校に対する配置（27,500校）

重点配置等

いじめ
不登校

- いじめ・不登校対策のための重点配置：**500校**（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化：**250箇所**

虐待
貧困

- 虐待対策のための重点配置：**1,000校**（新規）
- 貧困対策のための重点配置：**1,400校**

質の向上

- スーパーバイザーの配置：**67人**（新規）

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度予算額：1,806百万円(前年度予算額：1,722百万円)

- ✓ 補助率：1／3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ 全中学校区に対する配置（10,000中学校区）

- いじめ・不登校対策のための重点配置：**500校**（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- 教育支援センターの機能強化：**250箇所**（新規）

- 虐待対策のための重点配置：**1,000校**（新規）
- 貧困対策のための重点配置：**1,400校**

- スーパーバイザーの配置：**67人**（←47人）

緊急スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度予算額 2,219百万円

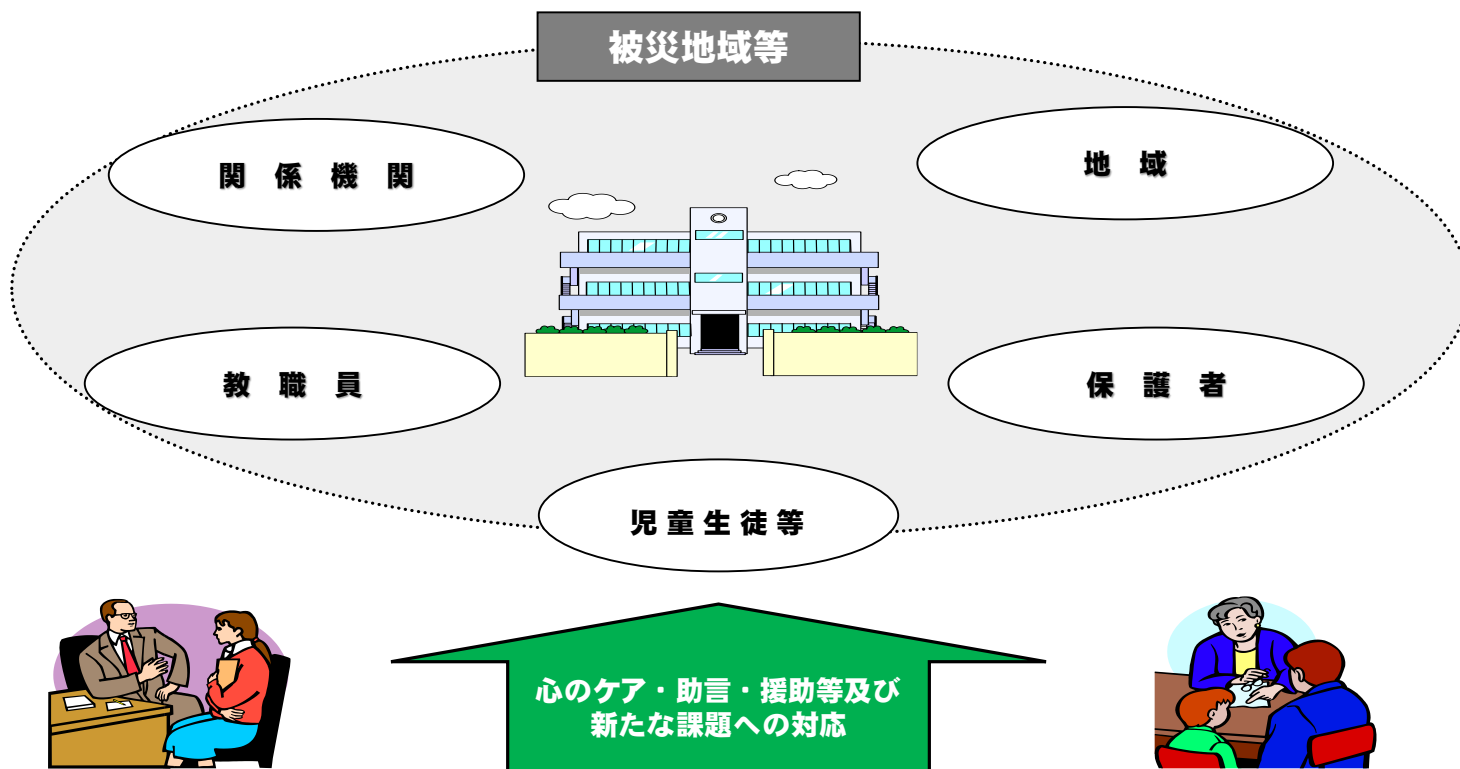
(前年度予算額：2,378百万円)

【東日本大震災復興特別会計】



○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。〔補助率10／10〕

※平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



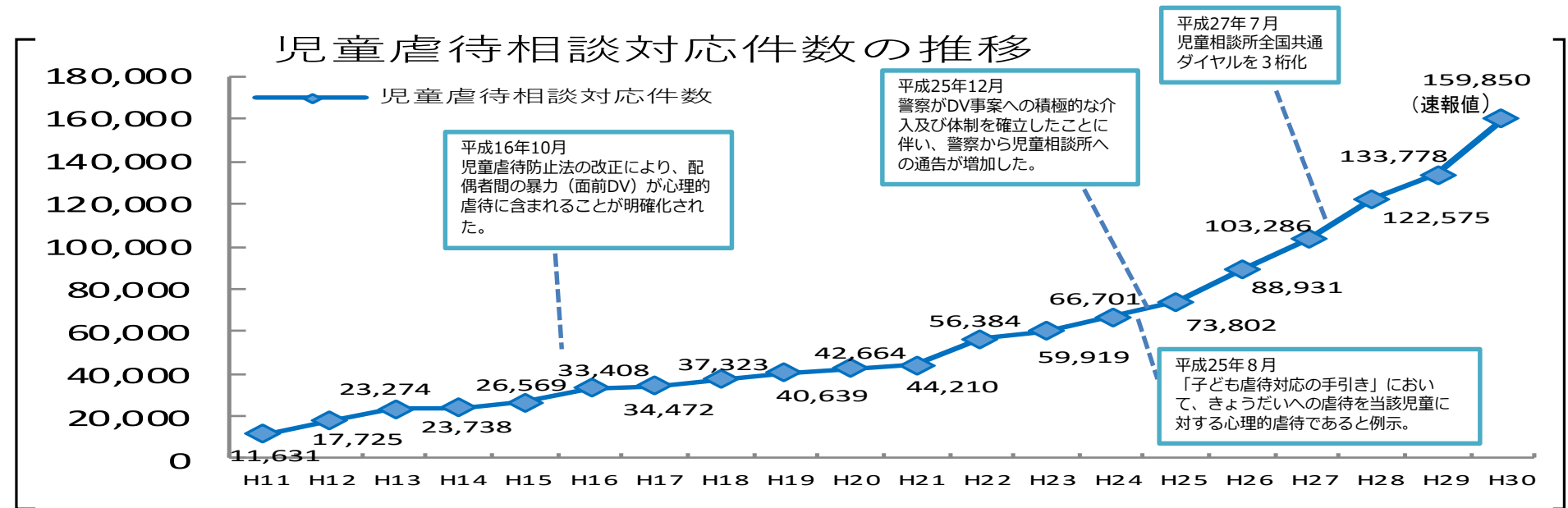
・スクールカウンセラーの活用
臨床心理士、精神科医 等

・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
相談業務経験者、教育分野の専門的知識を有する者 等

・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 平成30年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数（速報値）は、159,850件。平成11年度に比べて約13.7 倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（55.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.2%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（7%）、学校等（7%）からの通告が多くなっている。



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総 数
平成30年度	40,256 (25.2%) (+7,033)	29,474 (18.4%) (+2,653)	1,731 (1.1%) (+194)	88,389 (55.3%) (+16,192)	159,850 (100.0%) (+26,072)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総 数
30年度	11,178 (7%) (+1,514)	2,313 (2%) (+142)	21,449 (13%) (+4,467)	1,414 (1%) (+296)	8,331 (5%) (+705)	230 (0%) (+12)	216 (0%) (+48)	3,542 (2%) (+343)	2,440 (2%) (+394)	79,150 (50%) (+13,095)	11,449 (7%) (+2,168)	18,138 (11%) (+2,888)	159,850 (100%) (+26,072)

学校等における児童虐待への対応

関係機関との連携強化(虐待防止法4条1項、5条2項)、学校等から児童相談所への情報提供(同法13条の4)

- ・教育委員会、児童相談所等が、必要に応じて相互の会議に出席、協力するなどして、日常的な連携の強化を図る。
- ・児童虐待防止のため、幼児児童生徒の出欠状況等の定期的な情報提供等の適切な運用に努める。

児童虐待の早期発見(虐待防止法5条1項)

学校及び教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努める。

※幼児児童生徒の心身の状況を適切に把握すること、健康診断(身体測定、内科検診、歯科検診)は、児童虐待を早期に発見しやすい機会であることに留意

虐待を発見した場合

児童虐待の早期対応(虐待防止法6条1項)

児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、市町村、児童相談所等に通告する。

※一般人の目から見れば主観的に児童虐待が疑われる場合は通告義務が生じる

※結果として通告が誤りであった場合も、基本的には刑事上・民事上の責任を問われることは想定されない

要保護児童対策地域協議会への参画(児童福祉法25条の2)

学校、教育委員会は要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するなどして、関係機関との一層の連携・協力を図り、児童虐待の防止等に努めること。

学校等の間の情報共有について(平成27年7月31日付け文科初第335号)

幼児児童生徒の進学・転学に当たっては、法令上の進学・転学先への文書の送付はもとより、対面、電話連絡、文書等による学校間での引継ぎの実施、学校の担当者やスクールソーシャルワーカー等によるケース会議の開催等により、支援が必要な幼児児童生徒に係る学校等の間の適切な連携を進める。

児童虐待等に係る研修の実施(虐待防止法4条2項・3項)

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和元年5月)や教職員用研修教材「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月)、「児童虐待防止と学校」(平成21年5月)の適切な活用などによって教職員研修の充実を図る。

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

○ 野田市で起きた事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について（通知）」（平成31年2月）

（１）市町村・児童相談所が保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待に係る通告を行った者）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底。

（２）学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするともに、児童相談所等と連携しながら対応。

市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えない。

保護者との関係等を重視しすぎること、子供の安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意。

（※）学校等：幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所

（３）保護者から、学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応。設置者は速やかに児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応。

（４）学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由の説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。

※不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

（５）研修の充実に努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組むこと。

学校、教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実のための情報提供

○「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成31年2月)

「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」を踏まえ、学校と市町村、児童相談所等の関係機関の連携が十分に機能するよう、学校等から市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料、情報の定期的な提供に関する手続等について、文部科学省と内閣府、厚生労働省とで協議の上、平成30年7月に作成した指針を更新し、教育委員会や学校等に通知。

※「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(通知)」(平成31年2月)

学校等と市区町村又は児童相談所との連携が十分機能するよう努めるとともに、必要に応じて指針に基づく対応を図るよう、内閣府・厚生労働省と連名で教育委員会、学校等に通知。

平成31年2月の改訂により、以下の事項を追記

学校・保育所等は保護者等から要保護の幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、**欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供する。**

※不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。

○「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」(令和元年5月)

千葉県野田市で起きた事案も踏まえ、学校や教育委員会等の関係者が虐待と疑われる事案について、迷いなく対応に臨めるよう、具体的な対応方法や留意事項についてまとめた手引き作成し、文部科学省のホームページにおいて公表。

(URL) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm

○「学校現場における虐待防止に関する研修教材」(令和2年1月)

学校等における虐待対応の実践的な研修に資するよう、具体的なケースを取り上げ、必要な対応のポイント等を解説したほか、ロールプレイング例を掲載した教材を作成し、文部科学省のホームページにおいて公表。

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の概要

- 「「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）を踏まえ、学校・教育委員会等が児童虐待の対応に留意すべき事項をまとめたマニュアルを作成
- 【基礎編】

1. 虐待とは
2. 虐待が及ぼす子供への影響
3. 学校、教職員等の役割、責務
 - ・虐待の早期発見、早期対応や、関係機関（児童相談所、市町村（虐待対応担当窓口）、警察）との速やかな連携、通告元の情報不開示など、学校や教職員が求められる具体的な役割を解説
 - ・関係機関である児童相談所、市町村、警察の役割を解説
4. 教育委員会等設置者の役割：教育委員会等設置者が行うべき体制強化や研修等の充実

【対応編 1 日頃の観察から通告まで】

1. 通告までの流れ
 - ・発生予防としての幼児児童生徒への相談窓口周知や保護者への啓発
 - ・子供や保護者から聞き取りをする場合の留意事項
 - ・教職員による日頃からの観察、DV問題家庭への留意、虐待による外傷の具体的解説、関係機関への報告様式等を提示
 - ・教員個人ではなく学校組織としての早期の対応や関係機関との連携など、チームとしての対応の必要性を解説
2. 通告の判断に当たって：学校は守秘義務違反や刑事上の責任を気にしてためらうことなく通告することが重要
3. 通告の仕方
 - ・市町村、児童相談所、警察への通告等の判断、通告等の方法と教育委員会等への連絡
 - ※性的虐待について、その特徴や心身の健康への影響、対応方法を解説

【対応編 2 通告後の対応】

1. 通告後の対応
 - ・通告後48時間以内の児童相談所の「安全確認」や「情報収集」に対する協力
 - ・一時保護所に保護された子供の通学・通園の留意点、一時保護解除後の留意点、長期欠席状況の把握、施設入所時の連携等
2. 要保護児童等への対応
 - ・要保護児童対策地域協議会への参画や進行管理台帳に登録された子供の出欠状況等の情報提供
 - ・7以上欠席した場合には速やかに関係機関に情報提供

【対応編 3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応】

1. 虐待を受けた子供への関わり：虐待を受けた子供への心のケアとして、学校で安心して過ごせるような配慮のポイント
2. 保護者への対応
 - ・保護者の要求や相談に対し、学校はチームで対応する。「親権」を理由にした威圧的、拒絶的な態度に対しても毅然とした対応が重要。
 - 学校は組織的な対応や教育委員会への連絡、関係機関との連携による対応を行う。
 - ・子供を就学させないといった事態にも就学義務違反対応として教育委員会との連携を行う。
 - ・学校、教育委員会等は、保護者から虐待認知の端緒や経緯の開示請求があっても漏らしてはならない。
 - 個人情報保護条例等に基づく請求であっても、子供の生命を守る上での支障とならないかなど慎重に検討する。
3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ：転居の情報は関係機関と共有し、学校間の確実な引継ぎを行う。

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について(通知)(抜粋)

(令和元年 7 月 19 日付け元文科初第 461 号)

1. 改正法の内容について

(1) 親権者等による体罰の禁止 (令和 2 年 4 月 1 日施行)

- ① 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法（明治 29 年法律第 89 号）第 820 条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならないこと。

(児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 14 条第 1 項関係)

- ② 児童相談所長、児童福祉施設の長、その住居において養育を行う児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 8 項に規定する厚生労働省令で定める者（小規模住居型児童養育事業における養育者）及び里親は、監護、教育及び懲戒に関し必要な措置をとることができる児童に対し、体罰を加えることはできないこと。 (児童福祉法第 33 条の 2 第 2 項及び第 47 条第 3 項関係)

(2) 連携強化すべき関係機関の明確化 (令和 2 年 4 月 1 日施行)

国及び地方公共団体による児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に関し、強化を図るべき関係機関間の連携の例示として、関係地方公共団体相互間並びに市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者暴力相談支援センター、学校及び医療機関の間の連携を明記すること。 (虐待防止法第 4 条第 1 項関係)

(3) 児童虐待の早期発見の努力義務の対象者の明確化 (令和 2 年 4 月 1 日施行)

児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない団体に都道府県警察、婦人相談所、教育委員会及び配偶者暴力相談支援センターが含まれること、並びに児童虐待の早期発見に努めなければならない者に警察官及び婦人相談員が含まれることを明確化すること。 (虐待防止法第 5 条第 1 項関係)

(4) 児童の福祉に職務上関係のある者の守秘義務 (令和 2 年 4 月 1 日施行)

- ① 学校の教職員、児童福祉施設の職員等児童の福祉に職務上関係のある者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこと。 (虐待防止法第 5 条第 3 項関係)
- ② ①の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、虐待防止法第 5 条第 2 項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するように努める義務の遵守を妨げるものと解釈してはならないこと。 (虐待防止法第 5 条第 4 項関係)

(5) 要保護児童対策地域協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務 (令和 2 年 4 月 1 日施行)

関係機関等は、児童福祉法第 25 条の 3 第 1 項の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないこと。 (児童福祉法第 25 条の 3 第 2 項関係)

24時間子供SOSダイヤルについて

誰か
が
い
る
話
し
た
い
今
、
—
—
—
Noizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞きましょう

通話料無料になりました
24時間子供SOSダイヤル なやみいおう **0120-0-78310**
各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かと思ったら
189番
(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番
0120-007-110
(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口
(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

電話番号

(なやみいおう)

0120-0-78310

概要

子供たちが**全国どこからでも夜間・休日を含め
て24時間**いじめ等の悩みを相談することができる
よう、**全国统一ダイヤル**を設置。

統一ダイヤルに電話をすれば、原則として**電話
をかけた所在地の教育委員会の相談機関**に接続
される。

経緯

平成19年2月～ 全都道府県及び指定都市教育
委員会で実施開始

平成28年4月～ **通話料無料化**

財政措置

相談員の人件費：国で1／3負担
地方自治体で2／3負担

通話料：国で全額負担

※平成28年4月の通話料無料化及び番号変更に伴い、本ポスターを
全国の学校等に配布

新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒の心のケア等について

心のケア等についての基本的な考え方

- ✓ 自宅で長く過ごすことによる心理的なストレスや、自分や家族も感染するのではないかと不安を抱える児童生徒の心のケアについて、必要な対応を講じていくことが重要。このため、文部科学省においては、各都道府県教育委員会等に対して、以下の通り依頼。

学校再開に当たって

◆ 令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（令和2年3月24日付け元文科初第1780号）抜粋

- 学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組むこと。

臨時休業に当たって

◆ 新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（令和2年4月21日付け2文科初第154号）抜粋

- 学級担任等を中心として、電話等を通じ、臨時休業に伴い自宅で過ごす児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、休校期間中において必ず定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握すること（概ね2週間に1回程度）。その際、保護者だけではなく、児童生徒本人とも直接電話等で会話するなどして、児童生徒の状況を的確に把握すること。また、新型コロナウイルス感染症に起因する様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（児童生徒の発達段階等に応じて電話による相談を含む）を行うとともに、相談窓口（「24 時間子供 SOSダイヤル」や各自治体において開設している相談窓口等）を適宜周知したり、設置したりするなど、児童生徒の心のケア等に配慮すること。
- 特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒に関しては、在宅時間が大幅に増加することに伴う児童虐待のリスクも踏まえ、電話等で定期的に児童生徒の状況を把握すること（概ね1週間に1回以上）。加えて、スクールソーシャルワーカー等を活用するなどして児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、必要な支援を行うこと。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの追加配置

- ✓ 心のケアや学びを支えるための支援として、スクールカウンセラー等について、自治体からの要望を踏まえつつ、追加配置に向けた必要な支援を実施。

《スクールカウンセラー等活用事業》

令和2年度予算額：4,866百万円(前年度予算額：4,738百万円)

- 補助率：1 / 3
- 補助対象：都道府県・政令市



《スクールソーシャルワーカー活用事業》

令和2年度予算額：1,806百万円(前年度予算額：1,722百万円)

- 補助率：1 / 3
- 補助対象：都道府県・政令市・中核市



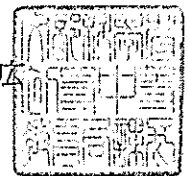


27文科初児生第3号
平成27年4月30日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く国立大学法人
附属学校事務担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田 知 広



(印影印刷)

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るとともに、学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いいたします。

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- 性同一性障害者とは、法においては、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されており、このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。

（学校における支援体制について）

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

（医療機関との連携について）

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

(学校生活の各場面での支援について)

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。
- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

(卒業証明書等について)

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

(教育委員会等による支援について)

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

(その他留意点について)

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服 装	・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・ 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・ 自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・ 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・ 1 人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、
児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について
(教職員向け)



文部科学省

はじめに

文部科学省では、平成27年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知しました。その背景は以下のとおりです。

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」※（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成27年4月30日児童生徒課長通知）

通知の発出から約1年が経過したこの間に、通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から質問も寄せられてきました。

このような状況を踏まえ、このたび、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめました。

本資料が、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等についての教職員の理解に資するよう活用されることを期待しています。

※「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）においては、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」とされています。



1. 用語について

性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識(以下、「性自認」と言う。)が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

※「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。

「人権の擁護(平成27年度版)」(法務省人権擁護局)では、性同一性障害の人々は「社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたりするなどの差別を受けてきました」とされています。また、性的指向が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛の人々についても「少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です」とされています。

Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の英語の頭文字をとった「SOGI」との表現もあります。

まずは教職員が、偏見等をなくし理解を深めることが必要です。

2. 性同一性障害に係る取組の経緯

平成15年

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立(平成16年7月施行)

定義、性別の取扱いの変更の審判及びそれを受けた者に関する法令上の取扱いなどを規定しています。

- 以下のすべての要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること
 - 一. 二十歳以上であること。
 - 二. 現に婚姻をしていないこと。
 - 三. 現に未成年の子がいないこと。(※平成20年に「現に子がないこと」から改正)
 - 四. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 - 五. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

平成22年

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」発出



平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

性同一性障害に関する教育相談等があったとして、**606件**の報告がありました。

※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。



平成27年

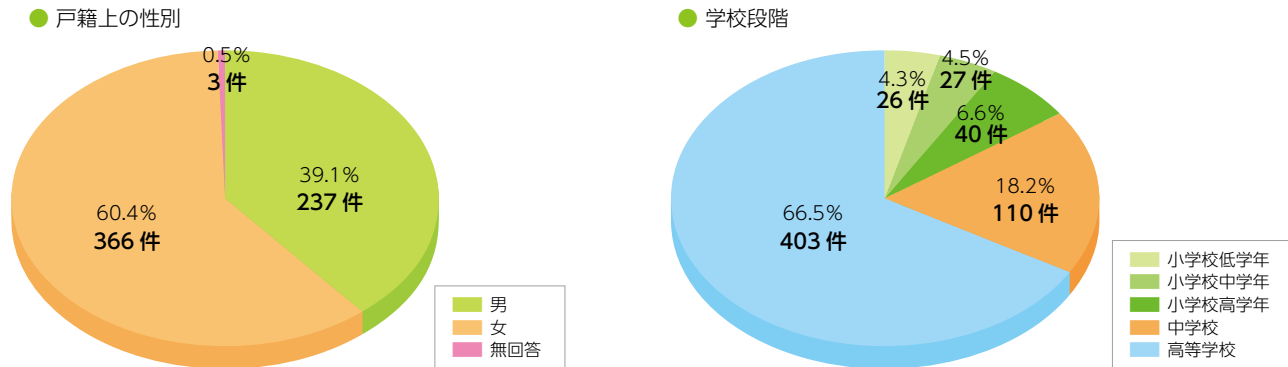
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)を発出

性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項をとりまとめました。

3. 学校における性同一性障害に係る対応に関する現状

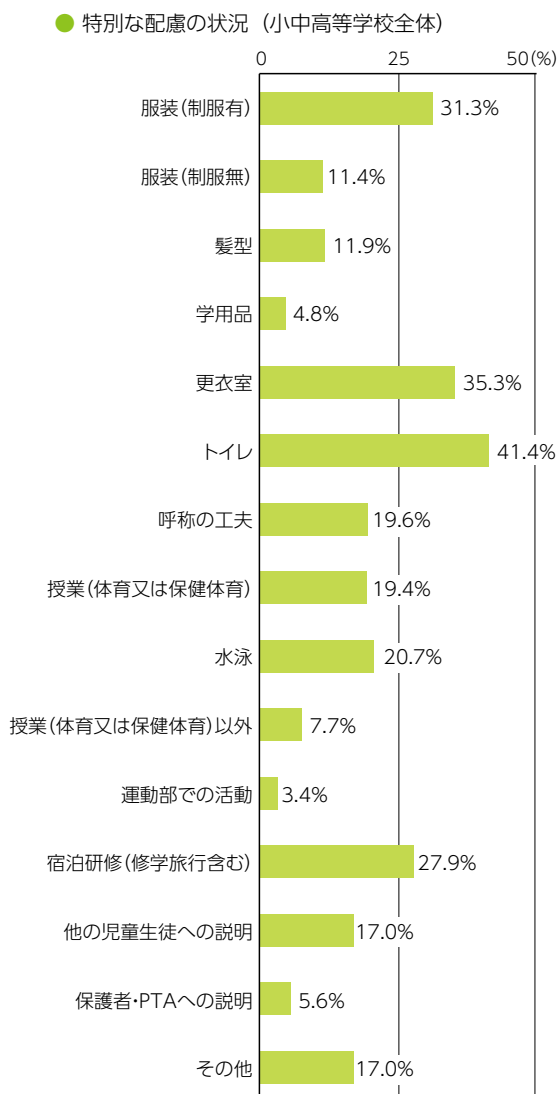
※文部科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」（平成 26 年 6 月公表）に基づく

（1）学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果、全国から 606 件の報告がありました。



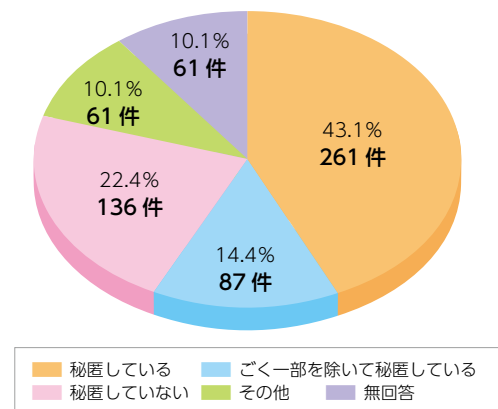
※ 当該調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答するものであり、これら今回報告のあった件数、戸籍上の男女比、学齢別の分布は、必ずしも学校における性同一性障害を有する者及びその疑いのある者の実数を反映しているものとは言えないと考えている。

（2）全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関し個別対応がなされていました。



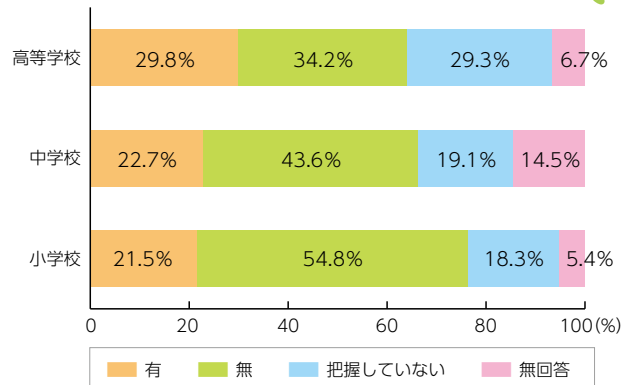
（3）約 2 割の児童生徒は、他の児童生徒に知らせた上で学校生活を過ごしていました。一方、約 6 割の児童生徒は、基本的に他の児童生徒等には知らせていませんでした。

● 他の児童生徒や保護者に対する取扱（秘匿の状況）



（4）性同一性障害としての診断を有する児童生徒は、学校段階が上がるにつれ増えますが、全体として見れば診断を有しない者の方が多い状況でした。

● 性同一性障害としての診断の有無



4.「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知）（抄）

(1) 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

① 学校における支援体制について

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。



- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。



② 医療機関との連携について

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。



- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。



③学校生活の各場面での支援について

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙(※)に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)の別紙より

- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。



- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

④卒業証明書等について

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。



⑤当事者である児童生徒の保護者との関係について

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

⑥教育委員会等による支援について

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

⑦その他留意点について

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

(2) 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。



- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄(やゆ)したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知) 等に係る Q & A



Q1 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。



性別に関する違和感には強弱があり、成長に従い減ずることも含め、変容があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に15歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。

なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。



Q2 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。



既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた者、管理職、学級・ホームルーム担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれていました。

学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれていました。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担当する児童相談所や市町村担当部局の担当者との連携を図ることも考えられます。



Q3 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。



「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に識見を求める際に開催する会議を想定しています。



Q4 サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。



通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。

なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが必要であることには留意が必要です。



対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのですか。



性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。



他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。



平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。

なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。



関係学会等が提供する情報を得るにはどうしたら良いですか。



現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、GID学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」(平成27年2月24日付)が公開されています。

(参考URL)<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、都道府県等の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。



医療機関との連携について記載がありますが、性同一性障害と思われる児童生徒がいた場合、本人の意向に関わらず、医療機関の診断を受けるようすすめた方が良いのでしょうか。



医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保護者が判断することです。

このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられます。



性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いのですか。



性同一性障害に係る児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。

このように、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。



健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。



通知は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」としています。

健康診断に当たっても、本人等の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ個別に実施することが考えられます。



卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更まで行う必要がありますか。



通知は、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していません。



性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。



一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。



担 当 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
協力者 兵庫医療大学看護学部非常勤講師 繁内 幸治
岡山大学大学院保健学研究科教授 中塚 幹也
宝塚大学看護学部教授 日高 庸晴



28生社教第1号
平成28年6月20日

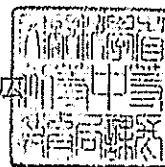
各都道府県教育委員会担当事務主管課長 殿
各指定都市教育委員会担当事務主管課長 殿
各都道府県私立学校事務主管課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体担当事務主管課長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
放 送 大 学 学 園 理 事 長 殿

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
西 井 知



(印 影 印 刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪 田 知



(印 影 印 刷)

文部科学省高等教育局高等教育企画課長
森 田 正



(印 影 印 刷)

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行について（通知）

このたび、別紙1のとおり、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成28年法律第68号。以下「本法」という。）が本年6月3日に公布、施行されました。

本法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、こ

れを推進することを目的とするものです。特に、第6条において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動等について規定されています。

なお、別紙2及び別紙3のとおり、それぞれ衆議院及び参議院の各法務委員会において、附帯決議がなされております。

つきましては、貴職におかれては本法について十分了知されるとともに、本法を踏まえた適切な対応について御留意願います。

また、このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、附属学校を置く各国立大学にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るようお願いします。

<添付資料>

(別紙1) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(別紙2) 附帯決議(参議院法務委員会)

(別紙3) 附帯決議(衆議院法務委員会)

(担当)

【社会教育に関すること】

生涯学習政策局社会教育課図書館振興係

電 話 03(5253)4111(内線2970)

FAX 03(6734)3718

e-mail syakai@mext.go.jp

【初等中等教育に関すること】

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

電 話 03(5253)4111(内線3297)

FAX 03(6734)3735

e-mail jidous@mext.go.jp

【高等教育に関すること】

高等教育局高等教育企画課法規係

電 話 03(5253)4111(内線2475)

FAX 03(6734)

e-mail koutou@mext.go.jp

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

目次

前文

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 基本的施策（第五条―第七条）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動^{せん}する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあつてはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進

すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

（教育の充実等）

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

（啓発活動等）

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する附帯決議

国及び地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であつても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処すること。

二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容や頻度は地域によって差があるものの、これが地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、国と同様に、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

右決議する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律案に対する

附帯決議

国及び地方公共団体は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に照らし、第二条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であつても許されるとの理解は誤りであるとの基本的認識の下、適切に対処すること。

二 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が地域社会に深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、その内容や頻度の地域差に適切に応じ、国とともに、その解消に向けた取組に関する施策を着実に実施すること。

三 インターネットを通じて行われる本邦外出身者等に対する不当な差別的言動を助長し、又は誘発する行為の解消に向けた取組に関する施策を実施すること。

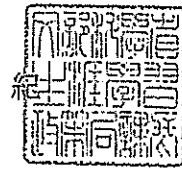
四 本邦外出身者に対する不当な差別的言動のほか、不当な差別的取扱いの実態の把握に努め、それらの解消に必要な施策を講ずるよう検討を行うこと。



28生社教第15号
平成29年2月6日

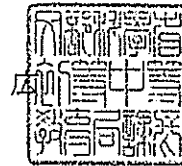
各都道府県教育委員会担当事務主管課長 殿
各指定都市教育委員会担当事務主管課長 殿
各都道府県私立学校事務主管課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体担当事務主管課長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長 殿
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
放 送 大 学 学 園 理 事 長 殿

文部科学省生涯学習政策局社会教育課長
西 井 知



(印 影 印 刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
坪 田 知



(印 影 印 刷)

文部科学省高等教育局大学振興課長
角 田 喜



(印 影 印 刷)

文部科学省高等教育局専門教育課長
浅 野 敦



(印 影 印 刷)

「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について (通知)

このたび、別紙1のとおり、「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年法律第109号。以下「本法」という。)が昨年12月16日に公布、施行されました。

本法は、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とするものです。特に、第5条において、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発について規定されています。また、別紙2のとおり、衆議院及び参議院の各法務委員会において、附帯決議がなされております。

つきましては、貴職におかれては本法及び附帯決議について十分了知されるとともに、本法及び附帯決議を踏まえた適切な対応について御留意願います。

また、このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、附属学校を置く各国立大学にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るようお願いします。

<添付資料>

- (別紙1) 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）
- (別紙2) 衆議院法務委員会における附帯決議及び参議院法務委員会における附帯決議

(担当)

【社会教育に関すること】

生涯学習政策局社会教育課図書館振興係

電 話 03(5253)4111(内線2970)

FAX 03(6734)3718

e-mail syakai@mext.go.jp

【初等中等教育に関すること】

初等中等教育局児童生徒課指導調査係

電 話 03(5253)4111(内線3297)

FAX 03(6734)3735

e-mail jidous@mext.go.jp

【大学に関すること】

高等教育局大学振興課学務係

電 話 03(5253)4111(内線3034)

FAX 03(6734)3387

e-mail daikaika@mext.go.jp

【高等専門学校に関すること】

高等教育局専門教育課高等専門学校係

電 話 03(5253)4111(内線3347)

FAX 03(6734)3389

e-mail senmon@mext.go.jp

部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院法務委員会における附帯決議及び参議院法務委員会における附帯決議

○ 衆議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 11 月 16 日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○ 参議院法務委員会における附帯決議（平成 28 年 12 月 8 日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。



元初児生第13号
令和元年8月30日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長
各指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人の 殿
附属学校事務担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
大 濱 健 志



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教育課程課長
滝 波 泰



(印影印刷)

ハンセン病に関する教育の実施について（通知）

日頃より、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ハンセン病につきましては従前より、平成13年の内閣総理大臣談話やハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）において患者・元患者等の名誉の回復を図ることの重要性が指摘されるとともに、人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）においても患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて取組を積極的に推進することとされていること等を踏まえ、適切な教育の実施に御配慮をいただいていたところです。

この度、令和元年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決を政府として受け入れるに当たり、内閣総理大臣談話（別添1）が閣議決定されましたのでお知らせいたします。本談話においては「かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在した」とした上で、「患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされており、文部科学省としても関係省庁と連携・協力して対応することとしているところです。これまで学校での教育活動において、児童生徒の発達段階に応じて、例えば人権に関する指導を行う際にハンセン病について扱われてきているところですが、各位におかれても本談話の趣旨を御理解いただき、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について

御協力をお願いします。

ハンセン病に関する教育に当たりましては、毎年、厚生労働省作成のハンセン病を正しく理解するためのパンフレット（別添 2）が全国の中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部及び都道府県・市区町村教育委員会に配布されているところであり、これも活用しつつ実施いただくようお願いします。なお、同パンフレットにはアンケートが同封されておりますので、御配慮をよろしくお願いいたします。

また、ハンセン病に関する施設・資料等を別添 3 にまとめておりますので、こうした施設・資料等も必要に応じて適宜御活用ください。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

＜添付資料＞

（別添 1）ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話

（別添 2）中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」

（別添 3）ハンセン病に関する施設・資料等

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

指導調査係 片桐、今村

TEL 03-5253-4111（内線 3291）

FAX 03-6734-3735

e-mail jidous@mext.go.jp

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の
判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話

（ 令和元年 7 月 1 2 日
閣 議 決 定 ）

本年 6 月 2 8 日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

この問題について、私は、内閣総理大臣として、どのように責任を果たしていくべきか、どのような対応をとっていくべきか、真剣に検討を進めてまいりました。ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。私も、家族の皆様と直接お会いしてこの気持ちをお伝えしたいと考えています。

今回の判決では、いくつかの重大な法律上の問題点がありますが、これまで幾多の苦痛と苦難を経験された家族の方々の御労苦をこれ以上長引かせるわけにはいきません。できる限り早期に解決を図るため、政府としては、本判決の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を発表し、本判決についての控訴は行わないこととしました。その上で、確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

…… ハンセン病をもっと知ろう ……

国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病患者の診療記録や国内外の関係機関から収集した資料が数多く
展示されています。ハンセン病に関する約30,000冊の図書を収蔵した
図書閲覧室もあります。

〒189-0002

東京都東村山市青森町4-1-13

電話 042-396-2909

URL <http://www.hansen-dis.jp/>



図書の閲覧室の一角が撮影されています

鑑蔵資料館

かつてハンセン病患者の療養施設として使われた「特別病室」は、通称「鑑蔵
病室」と呼ばれています。

今は建物の基礎しか残っていませんが、わずかに残された資料や発掘調査の
出土品等から推定される形を最大で部分再現し、その過酷さを体感でき
るようになっています。

また、ガイダンス映像や鑑蔵ビデオなどの映像が見られるほか、歴史パネルや
実物資料を展示したコーナーなどがあります。

〒377-1711

群馬県吾妻郡草津町草津田坂464-1533

電話 027-88-1550

URL <http://ejpm.hansen-dis.jp/>



鑑蔵病室(2000年の撮影)と実物大で部分再現された鑑蔵病室

国立感染症研究所ハンセン病研究センター

ハンセン病の基礎研究、臨床研究のほか、ハンセン病の診断や鑑別診断、経過観察などを行っています。また、市民公開
講座やハンセン病患者の学生や職員対象のハンセン病医学講座などを開催して、ハンセン病に関する啓発活動も行
っています。

〒189-0002 東京都東村山市青森町4-2-1 電話 042-391-8211 (代表)
URL <http://www0.nih.go.jp/nid/hrc/>

ウェブサイト

厚生労働省 (ハンセン病に関する情報ページ)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_ryou/kenkou/hansen/index.html

法務省 (ハンセン病患者者に対する鑑別や差別をなくしましょう)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

国立ハンセン病療養所 (各療養所にリンクしています)

https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosp12/hc.html

国立感染症研究所感染症センター「ハンセン病」

<http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/hse/leprosy.html>

日井津法務研究財団 (ハンセン病患者者権利保護事業)

<http://www.jpwork/hansen.shtml>

<http://www.hansen-gakkai.jp/>

「ハンセン病の向こう側」発行日/平成31年2月 発行/厚生労働省

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 (03) 5253-1111 URL <http://www.mhlw.go.jp/>



ハンセン病の向こう側

長い間、偏見や差別に苦しんでいる人たちがいる。

ハンセン病問題は、決して特別な問題じゃない。

それは、私たちの姿を映し出す鏡だと思う。

この問題を、どうやって乗り越えていけばいいのだろうか。

ハンセン病の悲しい歴史

みんなハンセン病を知ってる？

私は最近まで知らなかったんだ。
話を聞いて、かなりショックを受けた。

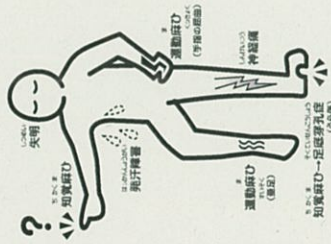
ハンセン病って、どんな病気か知ってる？

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することでも発病することはありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあります。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年(1873年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

ハンセン病は感染症だけど とてもうつりにくい病気なんだって

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。末梢神経の麻痺などの症状が出る(発病)かどうかは個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

(日本人新規患者数:2015年1人、2016年0人、2017年1人)



早く見つけて適切な治療をすれば 治る病気なんだよ

昭和18年(1943年)、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであつたため、もともと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、さまざまな薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせて服用する治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっていきます。

どうしても優しくできなかつたんだらう？

強制的に患者を隔離してしまふなんて...

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。当初は、家を出て各地を放浪する患者が施設に収容されましたが、やがて自宅で療養する患者も収容されるようになりました。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。そのうち近所に知らぬようになり、家族も偏見や差別の対象にされることになったため、患者は自ら療養所に行くより仕方ない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもとで、昭和6年(1931年)にすべての患者の隔離を目指した「療養所法」が成立し、療養所の増設が行われ、各地にも新しく療養所が建設されて行きました。また、各県では「無偏見運動」という名のもとに、患者を見つけて出し療養所に送り込む施策が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた場所に作られた療養所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長していったのです。



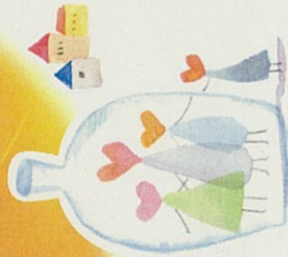
ハンセン病問題の歩み

- 中世～近世
体の一部が変形したりする外観の特徴などから偏見や差別の対象にされることがあった。
- 明治後期(1900年代)～昭和前期(1940年代)
患者を強制的に収容し、療養所から一生出られなくする「ハンセン病絶滅政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。
- 昭和前期(1940年代)～平成8年(1996年)
有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。
- 平成8年(1996年)～
「らい予防法」(「療養所法」を昭和28年(1953年)に改正)が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。

学習のポイント

- POINT1
ハンセン病は、「らい菌」による感染症
「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ
- POINT2
現在は治療法が確立され
早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができる
- POINT3
ハンセン病患者は、いつの時代も偏見や差別の対象にされてきた
国や社会が患者に対してどのように接してきたかを振り返る

ハンセン病と人権について考える



治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になったんだよね。
そして国は療養所の入所者・社会復帰者におおびし、政策を改めた。
それなのに、どうして偏見や差別がなくならないのさ？

みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病は治る病気になったのに
どうして療養所に収容されたままだったの？

ハンセン病患者の隔離政策は、「予防法」という法律のもとで進められました。昭和28年（1953年）、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつづ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出る事が出来なかったのです。昭和21年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのです。昭和30年前後から徐々に規制が緩和され、病気が治って自主的に退所する人々も出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では頼る人はなく、救いの手を差し伸べる人も、受け皿もなかったのです。そのような状況の中で、生活苦で体を壊したり、病気を再発させたりして、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。



写真家「プロミン」の注釈

ハンセン病の隔離政策が終わったのは
つい最近のことなんだって

「らい予防法」は平成8年（1996年）によりやく廃止されました。平成10年（1998年）には入所者らによって熊本地裁に国のハンセン病政策の転換が求められたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年（2001年）、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をせよとしました。その後、国は入所者たちにおおびし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組んでいます。

熊本地裁判決の日には
原告が劇的な感動を味わった

大層は嬉しい！
90年、長い長い闘争の中
一筋の光が差った
勝利となった
涙を流して
喜びを分かち合っている
私はもうつむぎがなくていい
みんなと笑える
胸を張って歩ける
もう私はもうつむぎがなくていい
大層は嬉しい！

熊本地裁での原告発表（写真提供：共同通信社）

熊本裁判に勝訴したから ハンセン病問題は解決したと思っていた

それなのに入所者や社会復帰者、その家族に
対する偏見や差別は今でも根強く残っている

熊本地裁の判決に対し、国は控訴・断念を決める
とともに、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病
問題の早期解決に取り組む決意を表明しました。
しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル
宿泊拒否事件が起きるなど、残念ながら入所者や
社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には
根強いものがあります。そのため、療養所の外で
暮らすことに不安
を感じ、安心して
退所することがで
きないという人も
います。



控訴断念するかどうか最終判断をする直前に、ハンセン病訴訟原告代表と
面談する小泉内閣総理大臣（当時）（写真提供：共同通信社）



熊本地裁の納骨堂

- 親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない――
- 実名を名乗ることができない――
- 結婚しても子供を生むことが許されない――
- 一生療養所から出て暮らすことができない――
- 死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない――

こうした生活をハンセン病患者は長い間強いられしてきました。あなたは想像できますか？

学習のポイント

- POINT1 ハンセン病に対する偏見や差別をなくするために
ハンセン病について正しい知識を持つ
- POINT2 ハンセン病問題を風化させずにはならない
ハンセン病問題を解決する力には、君たちが揃っている
- POINT3 ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である
問題解決のために私たちに何ができるか考えてみよう

※裁判の判決に不満がある場合、上述の裁判所に再審を請求すること。

ハンセン病問題から学べきこと



もし自分や家族が患者だったらどう思う？

ハンセン病に対する偏見や差別は、

私たちの内にある問題なのかもしれない。

二度と同じ過ちを繰り返さないために 私たちはどうすればいいんだろう？

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのはどんな人々たちだと思えますか。「らい予防法」による国の誤った隔離政策が廃止され、20年が経った今も、ハンセン病に対する偏見や差別が残っているのと多くの入所者や社会復帰者が感じています。今の社会の中にも、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、家柄などによる偏見や差別があるように、私たちの心の中に、自分とは違う一面を持つ

ハンセン病療養所 全国配置図



現在、日本には国立・私立をあわせて14カ所のハンセン病療養所があります。設置当初は隔離が目的であったため、その多くは交通の不便なところにあります。

人間回復の橋

〈岡山県・邑久長島大橋〉

長島と対岸の虫明を結ぶ邑久長島大橋は、1988年(昭和63年)に開通しました。隔離する必要のない証、人間回復の証として架橋され、現在には民間バスも乗り入れ、入所者も自由に島外に出かけられるようになっています。



人間回復の橋と呼ばれる邑久長島大橋

「偏見と差別が残るままでは見過ごせない 若い人に話をする機会を大事にしている」

…12歳で発病した
元患者

私は12歳で発病し、故郷の愛知県から父親に連れられて療養所に入りました。すぐに本名を俗名^{ソウ}に変えることを勧められました。私の実家は真一白になるまで消毒され、村八分のようになって引越せざるをえなかったと後で聞きました。いすれ日本に「ハンセン病の元患者」はいなくなりますが、偏見と差別が残るまま、我々の人権が覆されたままでは見過ごせない。そういう思いから、私たちが置かれた境遇を若い人たちに語り継ぐ機会を大事にしています。つらい病気を経験する人はどの時代にもいます。でも、国の政策や法律によって悲慘な思いをするのは、私たちが最後にしてほしいのです。



※本名ではないを問

「「療養所」の実態」

…元ハンセン病療養所松山全国原告団協議会会長
故・谷 雄二さん

国はハンセン病患者に対し、強制隔離しただけではありません。収容した療養所では、重症者の着床、服や手足の不自由な人の介護、そして食事運搬や土工・木工、さらには亡くなった患者の火葬までも、入所者に強制的にやらせたのです。また、療養所内での結婚の条件として子供を産めない手術を強制されました。さらに、こうした措置に不満をもち、次々と療養所内の監視所に入れられました。薬生薬園には全国のハンセン病患者を対象とした「特別病室」という名の重監房があり、零下20度にもなる極寒の環境下で食事するに与えられず、たくさんの方が亡くなったのです。



「夢見る故郷の空」

…ハンセン病療養所松山全国原告団協議会事務局長
堅山 勲さん

中学校二年生13歳の時、体に発疹が現れ、まもなく校長先生から「きみは学校へ来なくていいよ」と言われました。そして何があんなにか分らないうちに、重慶療養所に入所させられ、園に着いたその日に強制的に偽名を名を名にされました。はじめて外出許可をもらい故郷の父に会いに帰りましたが、そこに待っていたのはもう二度と帰ってきたくない。兄や姉たちにも迷惑がかかるといういけなから、父にそう言わせたのは「らい予防法」があつたからです。それは私から家族を、友達をそして故郷を、さらには教育を奪いました。以来私は帰郷をあきらめ夢の中でしか故郷へは帰れなくなりました。父が亡くなったのも知らず、知ったのは亡くなってから満6年後のことでした。



「生徒のみなさんに今後を託して」

…元全国ハンセン病療養所入所者協議会 会長
故・神 美知宏さん

ハンセン病患者は、一人残らず強制隔離し病を根絶するという「らい予防法」と国の誤った政策は、未曾有の人権侵害を生み出しました。今日までに療養所内で2万5000人が被害者として亡くなりました。私たちは、自由と人権と人間としての尊厳を回復するため、1951年、全入所者によって組織を結成し運動を続けています。しかし、目的達成はまだ遠く、ふる里の墓参にも帰ることができない日々が続いています。社会の差別がそれを阻んでいるからです。私たちは高齢になり運動も限界にきています。生徒のみなさんに今後を託したいと強く感じています。



ハンセン病に関する施設・資料等

(1) 関係施設

○国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料が数多く展示されています。学校等からの出張講座の依頼や写真パネル・DVDの貸出も受け付けています。

〒189-0002 東京都東村山市青葉町 4-1-13

電話 042-396-2909 URL <http://www.hansen-dis.jp/>

○重監房資料館

かつてハンセン病患者の懲罰施設として使われた「特別病室」は、通称「重監房」と呼ばれています。今は建物の基礎しか残っていませんが、わずかに残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示しています。学校等へのDVDの貸出も受け付けています。

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津白根 464-1533

電話 0279-88-1550 URL <http://sjpm.hansen-dis.jp/>

○国立ハンセン病療養所

全国に13園あり、交流施設の運営や行事の開催、資料の貸出等が行われています。

URL https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html

(各療養所のウェブサイトリンクしています。)

(2) 資料等

○中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」(別添2参照)

厚生労働省では、ハンセン病に対する偏見や差別を解消し、ハンセン病患者及び元患者の名誉を回復することを目的とした、中学生向けパンフレットを作成しています。また、同パンフレットを活用する指導者向けの参考資料も掲載されています。

URL <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>

○「ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提言～」

法務省人権擁護局が作成した啓発映像で、活用の手引きや証言集も掲載されています。

URL <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>

○人権ライブラリー

(公財)人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーでは、およそ15,000冊の国内外の人権関連図書をはじめ、映像資料(DVD、VHS)、紙芝居、展示用パネル、全国の地方公共団体が発行する啓発資料などを所蔵し、閲覧・貸出を行っています。これらの啓発資料は郵送等による貸出も行っています。

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F

電話 03-5777-1919 URL <http://www.jinken-library.jp/>

○人権チャンネル

(公財) 人権教育啓発推進センターの「人権チャンネル」(You Tube) では、ハンセン病問題をはじめ、人権について理解を深めるための映像が公開されています。

URL <https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>

(3) ウェブサイト

○厚生労働省 (ハンセン病に関する情報ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html

○文部科学省 (「HIV 感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245.htm

○法務省 (ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしましょう)

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html

修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等への支援 (学校保健特別対策事業費補助金)

令和2年度補正予算額 6億円



趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための学校の一斉臨時休業の要請に伴い、修学旅行の中止や延期により発生したキャンセル料等について、国が財政的支援を行うことで保護者の経済的な負担軽減を図る。

事業内容

【概要】

学校の一斉臨時休業の要請に伴い、修学旅行の中止や延期により発生したキャンセル料等について、保護者の経済的負担軽減を図るため、一定の所要額を国が都道府県等を通じて財政的に支援するもの。

【対象学校種】

国公立の小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校 及び専修学校（高等課程）

【補助率】

定額補助（上限：児童生徒一人当たり12,060円）

※要保護児童生徒援助費補助金における修学旅行費(60,300円)の20%

【参考】修学旅行の中止や延期の状況＜一斉臨時休業中(3月)＞(単位：校)

区 分	中 止	うちキャンセル料発生(調整中含む)	延 期	うち追加的費用発生(調整中含む)
国 内	128	100	252	174
海 外	103	79	71	51
計	231	179	323	225

※国立：令和2年3月12日現在の状況 公立：令和2年3月9日現在の状況
私立：令和2年3月13日現在の状況



修学旅行の中止や延期に伴うキャンセル料等への支援 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用)

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した実施計画に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的としており、令和2年4月以降に予定していた修学旅行等を中止又は延期した場合に発生したキャンセル料等の支援については、本交付金を活用して地方単独事業として実施することが可能。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金対象事業

* 交付金制度要綱の一部抜粋

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

一 実施計画を作成する地方公共団体が、**新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業(緊急経済対策に対応した事業)の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業**であること。

二 国の補助事業等にあつては別表に定める事業で国の令和2年度一般会計補正予算(第1号)に計上される事業又は国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業(「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。)、**地方単独事業にあつては地方公共団体の令和2年度当初予算又は補正予算に計上され、実施される事業(令和2年度当初予算に計上された事業にあつては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援に特に必要と認められるものに限る。)**又は令和2年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。

三 **令和2年4月1日以降に実施される事業であること。**

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用事例

* 交付金活用事例集の一部抜粋

102. 学校の臨時休業に伴う学習等への支援事業

他の支援施策の対象とならない又は超える部分について、地方公共団体が、家庭学習に必要な教材の作成・購入・送付や通信・交通に要する経費、学習指導員やスクール・サポートスタッフ、スクールカウンセラー等の支援・相談等の拡充に要する経費に充当する他、**修学旅行や部活動の大会等、芸術鑑賞教室等の文化的行事等**の**中止や延期に伴う追加的な経費**、臨時休業中では難しい自然体験・文化芸術体験・運動機会の創出のために必要な経費に充当。



(参考) 新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金 (内閣府地方創生推進事務局)

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>

福島県への修学旅行等の実施について

【観光庁・復興庁からの依頼を周知】東日本大震災後の状況を踏まえた福島県への修学旅行等の実施について(H31.3.18)

「各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事宛 文部科学省初等中等教育局長通知」

- ・ 福島県への修学旅行等は平成30年度に震災後最高となる約52万人泊(震災前の72.9%)を記録したものの、依然として厳しい状況 (震災前(平成21年度)約70万人泊)
- ・ 福島県では、復興に向け挑戦する「人(団体)」との出会いや「福島県のありのままの姿(光と影)」を実際に見て、聞いて、考えて、自分自身を成長させる学びの旅「ホープツーリズム」を推進
- ・ 福島県産の食品や飲料水は、放射性物質に関する検査の徹底により、安全を確保
- ・ 風評に惑わされることなく、現地の正確な情報に基づき、福島県への修学旅行等の教育旅行を実施していただくことが、福島県の観光振興や地域経済の再生など震災からの復興を応援するのみならず、参加する児童生徒自身の成長にもつながる



【復興庁・観光庁・文科省】全国の市町村の教育長、全国の小中高等学校長、PTA会長等が参加する会議等において、福島県への修学旅行等の実施に係る説明と要請の実施

- ・ 平成26年～令和元年度にかけて188回実施
- ・ 「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」(R1.12.20)」や「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略(H29.12.12)」等を踏まえ、今後も引き続き、福島県への修学旅行等回復に向け、現地の正確な情報を発信

福島県の教育旅行における取組

福島県においては、東日本大震災の経験を踏まえた体験的な学習プログラムが多数用意され、従来からある豊富なコンテンツと組み合わせたモデルコースを作成し、モニターツアーを実施するなどの取組が行われている。

福島県教育旅行

総合ガイドブック



震災と原発事故を経験した福島ならではの
「新しい教育旅行プログラム」

今、福島でしか
学べないことがある！
ふくしま「学宿」
Ver.3

何のために学んでいるのか？
自分は将来、何したいのか？
たれてはいけない、人生の歩み方
そのヒントが、
きっと福島で見つかる。

福島県観光交流課
福島県観光物産交流協会

修学旅行・宿泊学習・合宿等で福島県を訪れる県外の学校の皆さまへ

バス経費の一部を 補助します

福島県教育旅行復興事業のご案内

補助の対象期間

2020年 4月1日(水)から 2021年 3月31日(水)までに
実施し終了するもの

※実施日を問わず申請の受付は先着順とし、期間内であっても
予算がなくなり次第終了となります。

申請書は随時受付中です。
詳しくはホームページをご確認ください。

補助の対象団体と内容

修学旅行・宿泊学習等

●「県外の小学校・中学校・高等学校」

NEW 合宿

●「県外の中学校・高等学校の部活動」

●「県外の短期大学・大学等の部活動・正課授業の
ゼミ・公認サークル」

・バス1台当たり経費の2分の1、又は地域ごとの補助上限額(別表
参照)を助成(1校当たり台数の上限なし)

※ただし、参加人数が10名未満の場合、補助上限額は半額となります。

NEW

・福島県浜通りの宿泊を1泊以上含む場合は、補助上限額に各1万
円を加算する ※浜通り(相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、高浜町、川内村、大
飯町、双葉町、浪江町、富岡町、新地町、新田町、いわき市)

(別表)1台当たりの補助額

区分	補助上限額(標準)	補助上限額(最大)
東北	40,000円	30,000円
関東	60,000円	50,000円
北海道		
関西	100,000円	100,000円
中国		
四国		
九州	150,000円	150,000円
沖縄		
海外		

※標準額とは過去に福島県教育旅行復興事業補助
金及び福島県立学校等、文部科学省補助金の交付
を受けたことのない学校及び修学旅行等

申請に関する
お問い合わせ先

福島県教育旅行復興事業事務局

〒960-2153 福島県福島市庄野字清水尻1-10

TEL 024-563-1172 受付時間 8:30~17:15

FAX 024-593-5502 E-mail fks.kr.rw.office@gmail.com

URL <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32031a/kyoiku-02.html>

「福島県教育旅行復興事業」に関するお問い合わせ先 福島県観光交流課 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 TEL 024-521-7399

【参考】<https://www.tif.ne.jp/kyoiku/index.html>

令和2年開館！国立アイヌ民族博物館 ①

1 国立アイヌ民族博物館の概要

- 北海道白老町に整備が進められている「ウポポイ(民族共生象徴空間)」の中核施設として、令和2年に開館予定
 - ※ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、4月の開業を延期。
 - ※ ウポポイには、「国立アイヌ民族博物館」の他、「国立民族共生公園」があり、古式舞踊の披露等、様々な体験プログラムを実施予定。
- 先住民族アイヌを主題とした日本初の国立博物館
- 政府目標である「年間来館者数100万人」を目指す。



ウポポイは、単にアイヌ文化の振興だけでなく、我が国の貴重な文化でありながら近代化政策の結果として存立の危機にあるアイヌ文化を復興・発展させる拠点として、また、国際的にも追求されている将来の豊かな共生社会を構築し、将来の世代により良い社会を残していくための象徴としての役割を担う。

■ 理 念

先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史・文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与する。

■ 目 的

- ① アイヌの歴史・文化・精神世界等に関する正しい知識を提供し、理解を促進する博物館
- ② アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ次世代の博物館専門家を育成する博物館
- ③ アイヌの歴史・文化に関する調査と研究を行う博物館
- ④ アイヌの歴史・文化等を展示する博物館等をつなぐ情報ネットワーク拠点となる博物館

■ 展 示

基本展示: アイヌの人々の視点で、「私たちの〇〇」という6つの切り口でアイヌの歴史、文化を紹介

特別展示・テーマ展示: 最新の調査研究成果に基づいた多様な切り口の展示を一定期間内に紹介



延床面積	約8,600㎡
基本展示室	約1,250㎡
特別・テーマ展示室	約1,000㎡
シアター	約150㎡



2 博物館の新たな役割を担うために

社会教育施設としての役割

● 学校教育との連携・生涯学習対応に重点

- ・スクールプログラム、ワークショップ、学校への教材貸出、出前講座、遠隔授業等の積極展開

● 研究者による対話型解説の実施

- ・「探究展示”テンパテンパ”（子供向け展示）」において、研究員による対話型解説を実施



「探究展示”テンパテンパ”」では、子供達が展示物を手に取って見たり、遊びながらアイヌ文化を学べるほか、研究員による対話型の解説を行い、学びを深める予定。

- ・その他ギャラリートーク、講演会などを通じた研究員と観客との相互交流による社会教育の実施

● 博物館人材の育成

- ・アイヌの歴史・文化に関する十分な知識を持つ次世代の博物館専門家を育成。
- ・アイヌ文化の担い手育成への貢献

SDGs、様々な課題に対応する役割

● 共生社会実現に向けた取組

- ・自然と調和し共存するアイヌの人々の精神世界をはじめ、アイヌの歴史・文化等を国内外に発信
- ・「私たちの～」という切り口で、アイヌの人々の視点で語る基本展示

● 文化の継承と創造

- ・国内外のアイヌ関連施設のネットワーク拠点となり、資料情報を共有するとともに、共同研究やアイヌ資料の保存技術、修復技術等向上を目指す。
- ・新しい文化の創造・発信の原動力となる。

● アイヌ語の復興

- ・館内の第一言語をアイヌ語に設定
- ・解説文を始め館内のあらゆるサインにアイヌ語を使用
- ・音声ガイドによりアイヌ語の解説を聞くことも可能

● さまざまな人々と共に成長を続ける博物館

- ・来館者、アイヌ文化の担い手、博物館員など、博物館に集うさまざまな人々の情報交換と討論を重ねる場となる。

観光資源としての役割

● ここにしかない体験の提供

- ・アイヌをテーマとした唯一の国立博物館
- ・様々な体験プログラムが用意されたフィールド（公園）との相乗効果
- ・人気アニメ等とのコラボ展示
- ・自然豊かなロケーションとポロト湖を眺望できる2階パノラミックロビーからの風景
- ・アイヌ文様を活用した建築



● 地域性を考慮した多言語対応

- ・アイヌ語に加え、ロシア語、タイ語を含め最大8言語で対応
- アイヌ語、日本語、英語、中国語<繁体字・簡体字>、韓国語、ロシア語、タイ語

● 観光のハブ機能

- ・近隣観光地（洞爺湖、登別等）との連携
- ・全道のアイヌ関連施設の紹介

令和2年開館！国立アイヌ民族博物館③



3 教育旅行の受け入れ

- 年間来場者数100万人の達成及びアイヌの歴史や文化の正しい認識と理解の促進のため、ウポポイ全体として教育旅行の受け入れに力を入れています。
- 博物館のスクールプログラムである「はじめてのアイヌ博」の他、公園内各施設で行われる「伝統芸能上演」、「アイヌ料理体験」、「ムックリの演奏体験」などアイヌの歴史や文化に触れられる様々なメニューを用意しています。

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、プログラムの一部を変更する可能性があります。

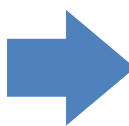


詳しくは

ウポポイHP

<https://ainu-upopoy.jp/>

(公財)アイヌ民族文化財団
団体予約受付センター TEL:011-206-7427



新学習指導要領におけるキャリア教育について

現状の課題

➤ 中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（平成23年1月答申）を踏まえ、キャリア教育の理念が浸透してきている一方で、次のような課題が指摘されている。

- ・職場体験活動のみをもってキャリア教育を行ったものとしているのではないか
- ・社会への接続を考慮せず、次の学校段階への進学のみを見据えた指導を行っているのではないか
- ・職業を通じて未来の社会を作り上げていくという視点に乏しく、特定の既存組織のこれまでの在り方を前提に指導が行われているのではないか
- ・将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されたりするのではないか

➡ **教育課程全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要**

新学習指導要領におけるキャリア教育の充実

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつづ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

「勤労観、職業観」のみを育てる教育ではない。

勤労観・職業観の育成に過度に焦点が絞られがちであるが、社会的・職業的自立のために必要な基盤となる能力の育成が、キャリア教育の中心的な課題。

職業教育は**キャリア教育**と同義ではない。

職業教育は、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育成するもの。

基本的な方向性

- **特別活動の学級活動・ホームルーム活動を要としてつづ、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としてのカウンセリング等の機会を生かしつづ、学校の教育活動全体を通じて実施**すること。
- 特に日常の教科等の学習指導においてキャリアの視点を大事にし、将来の生活や社会と関連付けながら見通しを持ったり、振り返ったりしながら学ぶ「**主体的・対話的で深い学び**」を実現すること。
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力である「**基礎的・汎用的能力**」を育成すること。
- キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつけることにより、**児童生徒の学習意欲**を喚起すること。

基礎的・汎用的能力

「**人間関係形成・社会形成能力**」 多様な他者を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画することができる力。

「**自己理解・自己管理能力**」 自分と社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、進んで学ぼうとする力。

「**課題対応能力**」 仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力。

「**キャリアプランニング能力**」 「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方について、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力。

学びに向かう力・人間性等

知識・技能

思考力・判断力・表現力等

学校における具体的な方向性

- 学校における体系的・系統的なキャリア教育実践の促進
- 職場体験活動や(アカデミック)インターンシップなどの職業に関する体験活動の充実
- 学校と地域・社会や産業界等が連携・協働した取組の促進
- 児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等(キャリア・パスポート)の活用

地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

【学校を核とした地域力強化プランの一部】

令和2年度予算額 8百万円

(前年度予算額 8百万円)



文部科学省

「キャリアプランニングスーパーバイザー（CPSV）」を教育委員会等に配置し、地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。

- ・補助事業者：都道府県・市区町村
- ・補助率：1／3 ＜配置人数：15人＞

まち・ひと・しごと創生総合戦略 2018改訂版（平成30年12月21日閣議決定）

Ⅲ. 3. (2) (ウ) ③地元学生定着促進プラン

地元就職に資するキャリア教育の推進や大学進学等を機に地元を離れる高校生を対象とした地元企業へのインターシップ推進

まち・ひと・しごと創生基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定）

V. 1. (1) ④産業人材の流動化

地方創生インターンシップ等を通じた若年層の地域での生活・就業体験を促進し、人材関連の民間企業等とも連携しつつ、地域企業へのUターン就職の機会拡大や地元定着の推進を図る。

Society 5.0に向けた人材育成～ 社会が変わる、学びが変わる ～（平成30年6月5日 大臣懇談会・省内タスクフォース決定）

第3章（3）②地域の良さを学びコミュニティを支える人材の育成

高等学校と地元市町村・企業等の連携により、地域課題の解決等の探求的な学びを実現する仕組みの構築や、進路決定後に地元を離れる生徒も対象としたインターンシップを促進

〔取組事例〕

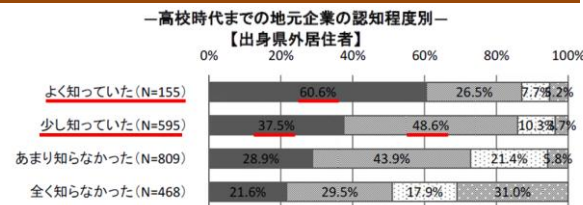
- 小・中・高等学校を通じ、地元への理解や愛着を深めるキャリア教育の推進
- 職場体験やインターンシップの受入れ先の開拓及び学校と企業等とのマッチング
- 教職員及び学校に配置された外部人材への支援・相談・情報提供
- 生徒へのキャリアカウンセリングや企業の情報提供などの就労支援
- 高校や地域若者サポートステーション等と連携し、中退者や高校卒業後早期離職した者等への就労支援



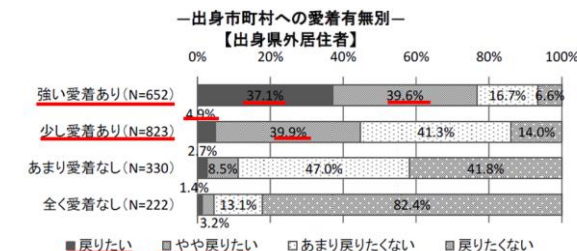
(地域におけるキャリア教育推進のための協議会)

キャリア教育の推進等を通じ、
地元就職し地域を担う人材の育成を図る

(参考)出身市町村へのUターン希望状況



■ 強い愛着あり ■ 少し愛着あり □ あまり愛着なし □ 全く愛着なし



■ 戻りたい ■ やや戻りたい □ あまり戻りたくない □ 戻りたくない

高校時代までに(転出前に)地元企業を知ったことが、転出後も出身地への愛着として残り、Uターン希望につながっていることがうかがえる。

※「地方における雇用創出・人材還流の可能性を探る-(独立行政法人労働政策研究・研修機構)」をもとに作成

「キャリア・パスポート」について

背景（新学習指導要領抜粋）

○新学習指導要領 総則（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（小・中・高等部））

児童生徒が、「学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としてつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること」

○新学習指導要領 特別活動（小・中学校、高等学校、特別支援学校（小・中・高等部））

「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童生徒が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」

「キャリア・パスポート」の例示資料等を作成配布

（平成31年3月）

中学3年生 学年初め	
記入日 年 月 日	
○今の自分を見つめて 今の自分（自分の好きなこと・もの、得意なこと・もの、頑張っていることなど） 私の自己PR（自分のよいところ）	
こんな大人になりたい（将来の夢）	そのために、つきたい力
○なりたい自分になるために身につけたいこと（目標）と、そのために取り組みたいこと	
学習面の目標	そのために
生活面の目標	そのために
家庭・地域での目標	そのために
その他（習い事・資格取得など）の目標	そのために
先生からのメッセージ	保護者などからのメッセージ

中学3年生 学期を振り返ろう	
記入日 年 月 日	
○今学期を振り返って 学期初めに身につけようと思ったことについて、自分の気持ちに一番近いところに○をつけよう	
学習面で 身につけようと思ったことが身についたと思う	あてはまる
生活面で 身につけようと思ったことが身についたと思う	ややあてはまる
家庭や地域で 身につけようと思ったことが身についたと思う	あまりあてはまらない
その他（習い事・資格取得など）で 身につけようと思ったことが身についたと思う	あてはまらない
○各項目の振り返りと、今後、挑戦・行動しようと思うこと	
学習面で	今後は
生活面で	今後は
家庭や地域で	今後は
その他（習い事・資格取得など）で	今後は
今学期を振り返って、新しく発見したこと、気付いたこと	
先生からのメッセージ	保護者などからのメッセージ

例：中学3年生（学期初め・学期末）

「キャリア・パスポート」

児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材

- 記述するワークシートは児童生徒の発達段階を踏まえた構成とし、小学校から高等学校までの「学びの記録」とする
- ワークシートの散逸を避け、有効に振り返りができるように小学校から高等学校までの記録を一冊に綴じ込むこととする
- 国及び教育委員会が示すワークシートを参考としてつつ、地域の実情や各学校の特色等に応じたワークシートを作成する
- 進級進学時には、次の学年・上級学校に持ち上がり、継続的かつ系統的に蓄積する

国のキャリア教育に関する表彰制度（概要）

	キャリア教育推進連携表彰	キャリア教育優良教育委員会、 学校及びPTA団体等 文部科学大臣表彰	キャリア教育アワード （経済産業大臣賞）	
表彰 主旨	○キャリア教育を行うにあたり、 <u>教育界と、地域・産業界との連携のあり方について優れた取組</u> を表彰	○「キャリア教育」の充実発展に尽力し、 <u>顕著な功績が認められた教育委員会、学校、PTA団体等</u> を表彰	○産業界による教育支援の取組を奨励・普及するため、 <u>優れた教育プログラムを実施する企業・団体等</u> を表彰	
表彰 対象	○学校を中心に、学校関係者（学校や教育委員会等）と、行政（首長部局等）や地域・社会（NPO法人やPTA団体等）、産業界の関係者（経済団体や企業等）が連携・協働して行う取組の実施主体の団体	○「キャリア教育」の充実発展に尽力し、顕著な功績が認められた教育委員会、学校、PTA団体等	○小学校から大学・大学院段階までの子ども・若者向けにキャリア教育に取り組む企業・経済団体等 及び 専門的な知識、経験に基づいたキャリア教育プログラムやマッチングサービス等を提供するコーディネート機関	
表彰者	○審査委員会の委員長	○文部科学大臣	○経済産業大臣	
審査 方法	○文科省・経産省が共同で設置する審査委員会にて審査	○各都道府県・指定都市教育委員会からの推薦に基づき選定	○経済産業省が設置する審査委員会にて審査	
審査 基準・ 推薦 基準	○学校を中心としたキャリア教育推進のための学校関係者と地域・社会や産業界の関係者との連携・協働の在り方が、キャリア教育の普及・啓発に寄与するものであること。	○キャリア教育の充実に顕著な功績が認められる教育委員会・学校、PTA団体等であること。	○企業の部 ・継続性 ・普及性 ・汎用性 ・企画性 ・キャリア教育としての教育効果	○コーディネーターの部 ・有効性 ・支援実績 ・産学の関係構築への貢献
開始 年度	○平成23年度～	○平成18年度～	○平成22年度～	

外部人材を活用した教育活動 ～子供の学びを支える企業・団体・大学等～

文部科学省では、平成26年4月より、子供の豊かな学びを支えるために、
多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同（御参画）いただき、
平日の授業や放課後、土曜日、日曜日、夏休み、冬休み等の教育活動に、
出前授業等により参画していただくことで、**特色・魅力のある教育活動**を推進。（令和2年5月段階で803団体が賛同）

平日可能
な出前授
業も多数！

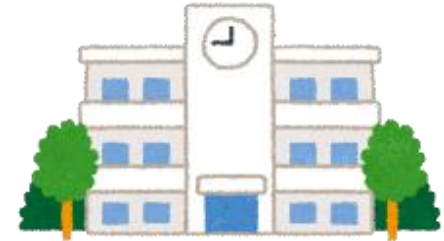


土曜学習応援団に賛同した
企業・団体・大学等

* 高校生、中学生、小学生、幼稚園児等を対象
* 平日の授業や放課後、土曜日、夏休み等

出前授業・施設見学等

★実社会での経験に基づく多様な教育プログラム★
キャリア教育、プログラミング、
理科実験、ものづくり、環境教育、
社会課題解決 等



学校・地域の団体等

教育プログラムを
探すには・・・

土曜学習応援団WEB

* 「地域と学校でつくる学びの未来HP」の中の
「企業等による教育プログラム」で紹介・検索が可能
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/index.html>



学校の授業では
体験できないことを
学べた！

将来の職業やキャリアを
考える上で参考となった！

社会や企業における
課題を考えることが
できた！

☀ 出前授業では例えばこのようなことができます！

<化学>



研究用の本物の機械・器具を
使用して薬の成分の抽出

<IT>



プログラミング開発授業

<建設>



スマホとモジュールを
活用して建築の寸法を決定

キャリア教育実践のための手引き・パンフレット

文部科学省及び国立教育政策研究所では、キャリア教育の実践の一層の促進のため、キャリア教育の趣旨の周知と指導内容の充実を図る手引きやパンフレットを作成しています。手引き・パンフレットは文部科学省HP上にも掲載していますので、ご活用ください。

<小学校>

<中学校>

<高等学校>



小学校手引き
平成22年1月



中学校手引き
平成23年3月



高等学校手引き
平成24年2月



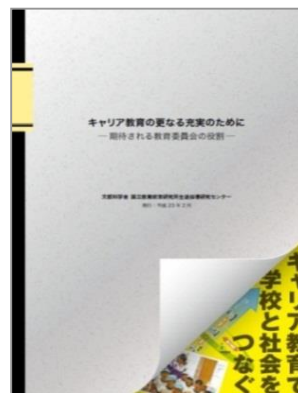
小学校パンフレット
平成21年3月



中学校パンフレット
平成21年11月



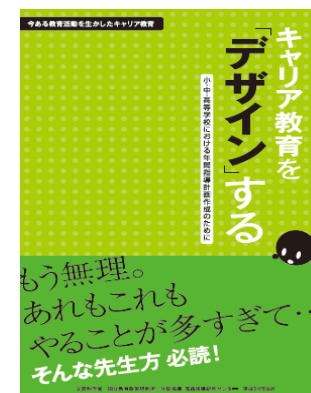
高等学校パンフレット
平成22年2月



パンフレット「期待される
教育委員会の役割」
平成23年2月



パンフレット「学校の特
色を生かして実践する
キャリア教育」
平成23年11月



パンフレット「今ある教育
活動を生かしたキャリア
教育」平成24年8月



パンフレット「学習意欲
の向上を促すキャリア
教育」平成26年3月



パンフレット「キャリア教
育を一步進める評価」平
成27年3月



パンフレット「個々のキャ
リア発達を踏まえた“教
師”の働きかけ」平成28
年3月

キャリア・パスポート普及・促進のためのパンフレット

国立教育政策研究所では、キャリア・パスポートの普及・促進のため、キャリア・パスポートの趣旨や、自治体における実践事例等を掲載したパンフレットを作成しています。パンフレットは国立教育政策研究所HP上にも掲載していますので、ご活用ください。



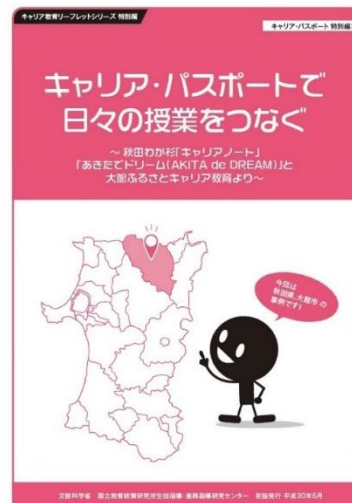
パンフレット1
キャリア・パスポートって何だろう？

平成30年5月



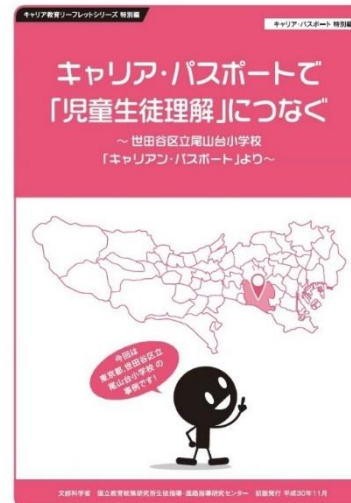
パンフレット2
キャリア・パスポートで小・中・高をつなぐ
～北海道「小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業」より～

平成30年5月



パンフレット3
キャリア・パスポートで日々の授業をつなぐ
～秋田わか杉「キャリアノート」「あきたでドリーム(AKITA de DREAM)」と大館ふるさとキャリア教育より～

平成30年5月



パンフレット4
キャリア・パスポートで「児童生徒理解」につなぐ
～世田谷区立尾山台小学校「キャリアン・パスポート」より～

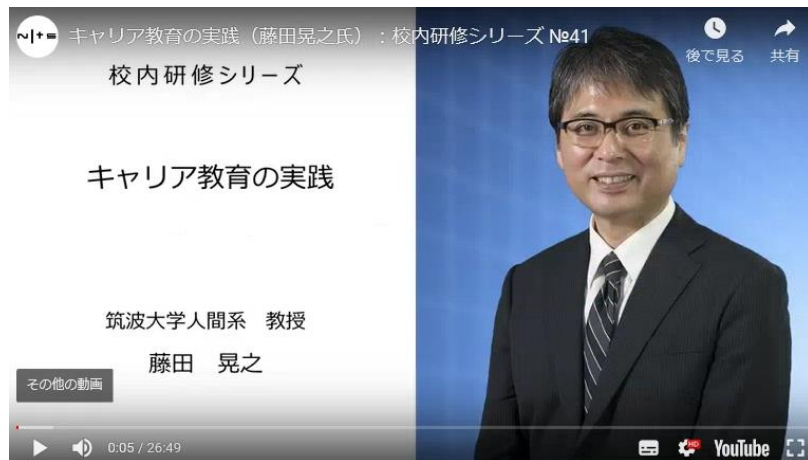
平成30年11月



パンフレット5
キャリア・パスポートを「自己理解」につなぐ
～大分県中学校教育研究会進路指導・キャリア教育部会「自分を知ろうカード」より～

平成31年3月

「キャリア教育」 研修用動画コンテンツ を配信！



研修用動画コンテンツ再生イメージ

キャリア教育のより深い理解とキャリア教育のよりよい実践のために最新の情報を盛り込みました。

学校，教育委員会での研修等でぜひ御活用ください。

講師 藤田 晃之



国立大学法人筑波大学 教授
前文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査官
同教育課程課教科調査官
前国立教育政策研究所 生徒指導研究センター 総括研究官

掲載URL <http://www.nits.go.jp/materials/intramural/041.html>

内容

(掲載日: 平成30年5月2日)

キャリア教育の実践

1. 【今日求められる実践の大前提】
「草創期のキャリア教育」の残像から脱却しよう
2. 平成29年版学習指導要領に基づくキャリア教育実践の在り方
3. では、具体的に、どう進めるのか？
ー必要不可欠な3つのステップー

動画内で使用されているプレゼン資料は
HPからダウンロードして利用可能！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



国立教育政策研究所

National Institute for
Educational Policy Research

【お問合せ先】 文部科学省初等中等教育局児童生徒課キャリア教育推進係
電話: 03-6734-4728 Mail: career@mext.go.jp